

平成25年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年6月18日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年6月18日 午前8時57分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

1. 可児道の駅の事業報告について

審査事件名

議案第33号 可児市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

請願第1号 TPPへの参加に反対する請願

陳情第1号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める件に関する陳情

報告事項

2. 報告第5号 出資法人の経営状況説明書について

・可児市土地開発公社

・一般財団法人可児市公共施設振興公社

3. 可児市地域防災計画の修正について

・事前通告質問 可児市地域防災計画について

協議事項

1. 可児商工会議所との懇談会結果について

その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	川上 文 浩	副委員長	天羽 良 明
委員	林 則 夫	委員	伊藤 健 二
委員	山田 喜 弘	委員	伊藤 英 生
委員	伊藤 壽		

6. 欠席委員 なし

7. 欠員 (1名)

8 . 参考人

可児道の駅株式会社	支配人	中島俊司
	駅長	纈纈直樹
	事務代理	宮澤芳明
一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長		中島繁昇

9 . 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加納正佳	総務部長	古山隆行
議会事務局長	高木伸二	会計管理者	平田稔
企画経済部参事	荘加淳夫	総合政策課長	牛江宏
公有財産経営室	伊藤利高	子育て政策室	高井美樹
経済政策課長	村瀬雅也	産業振興課長	山口和己
総務課長	吉田隆司	秘書課長	前田伸寿
防災安全課長	細野雅央	収納課長	田上元一
議会総務課長	松倉良典	監査委員局長	金子孝司

10 . 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記	村田陽子	議会事務局書記	熊澤秀彦
---------	------	---------	------

開会 午前8時57分

委員長（川上文浩君） 時間はちょっと早いようですけれども、委員会を開会いたしたいと思います。

皆さん、おはようございます。

先日の操法大会、お疲れさまでした。3分団が目立つ結果となって、非常に私は1分団OBとしては残念ですけれども、県大会に向けてこれからもしっかりと訓練を積んで、県大会でもいい成績が出るというふうに思っております。

また、水不足が非常に心配されますけれども、議会としても今から節水、それからいろんなところで呼びかけられたらなあというふうに思っております。

私もちょっと風邪がみで体調が悪いと思いますが、皆さん方も暑いので、6月でこの気温ですから、7月、8月はどうなることやらということで、体調だけは整えながら進めていただければと思います。

それでは、ただいまより総務企画委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、4月に組織の再編と人事異動がありましたので、総務企画委員と新任の部長、課長の皆さんにそれぞれ一言御挨拶をいただきたいと思います。

では、まず委員長の私から挨拶をさせていただきます。

委員長の川上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、順次、副委員長からお願いいたします。

副委員長（天羽良明君） 副委員長の天羽です。よろしくお願いいたします。

委員（伊藤英生君） 委員の伊藤英生です。よろしくお願いいたします。

委員（伊藤 壽君） 委員の伊藤壽です。よろしくお願いいたします。

委員（山田喜弘君） 山田です。よろしくお願いいたします。

委員（林 則夫君） 御苦労さまです。林則夫です。

委員長（川上文浩君） それでは、執行部、お願いいたします。

議会事務局長（高木伸二君） この4月から議会事務局で御厄介になっております。高木でございます。よろしくお願いいたします。

会計管理者（平田 稔君） 会計管理者の平田です。どうぞよろしくお願いいたします。

企画経済部参事（莊加淳夫君） 企画経済部参事としてこの4月からお世話になります。地域活性化の企画のほうを担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

総務課長（吉田隆司君） 総務課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

経済政策課長（村瀬雅也君） おはようございます。経済政策課長としてお世話になっております。よろしくお願いいたします。

収納課長（田上元一君） おはようございます。4月から収納課に配属になりました田上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

監査委員事務局長（金子孝司君） おはようございます。4月から監査委員事務局長をさせていただいています金子孝司です。よろしくお願いいたします。

公有財産経営室（伊藤利高君） おはようございます。4月から公有財産経営室長になりました伊藤といいます。よろしくお願いいたします。

子育て政策室（高井美樹君） おはようございます。4月から子育て政策室室長の高井です。よろしくお願いいたします。

委員長（川上文浩君） ありがとうございます。

また、今議会から議会基本条例が制定されて初の議会ということで、議会基本条例の第9条、第10条、第11条、第12条ということで、委員会の機能を充実していくということで委員会が運営されていきますので、反問権も含めまして、事務方の方々はいろんな御意見をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、ここで議事の都合上、席次を変更しますので暫時休憩といたします。

休憩 午前9時00分

再開 午前9時02分

委員長（川上文浩君） それでは、委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

まず、報告事項1．可児道の駅の事業報告についてを議題といたします。

本日は、可児道の駅の決算報告をしていただくため、参考人として可児道の駅株式会社より、可児道の駅支配人 中島俊司さん、そして駅長の瀬瀬直樹さん、事務代理の宮澤芳明さんに御出席をいただきました。

それでは、報告をお願いいたします。

可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） 本日はお忙しい中を、このような場で手前どもの、開業しまして2年半になります。事業年度でいいますと4期目ということでございまして、事業報告をさせていただく場をいただきまして、まことにありがとうございます。

なかなか厳しい環境の中、地域の皆様の御期待に沿えるような事業になるようにということで邁進してきております。第4期目もおかげさまで関係各位の皆様の御支援と御協力によりまして増収増益という業績の結果を残すことができました。その要点をかいつまんで、事前に資料をお配りさせていただいておりますので、ポイントを絞りまして報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、まず当駅駅長の瀬瀬より、事業報告ということでさせていただきます。引き続きまして経理担当の宮澤より、経理関係のところのポイントを絞りまして報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

可児道の駅株式会社駅長（瀬瀬直樹君） それでは早速でございますが、可児道の駅の活動現況報告をさせていただきます。お手元の資料に沿った形でポイントをかいつまんで報告させていただきます。

まず1つ目、地域イベント、会議、視察等の部分でございますが、地域のイベント、会議に積極的に参加をさせていただきました。6月には、地産地消実行委員会に参加をさせてい

ただいております。可児市が事務局として委員会を持たれております。ここに参加をさせていただいております。そして9月、可児市のブランドを育てようということでできております「可児そだち」の認定者推進店会議、こちらに9月に参加をさせていただいております。

次に2つ目、催事でございます。

道の駅ということもございまして、地域性をアピールできる催事に取り組んでおります。内容といたしましては、月度に幾つか、以下のような形で実施のほうをさせていただき、集客に努力しております。

次に、3つ目でございます。環境その他の部分でございます。

3月に看板を国土交通省のほうで設置いただきました。設置場所につきましては、高速道路の出口に1カ所、国道21号線沿いに2カ所、合計3カ所、新たに設置をしていただきました。加えて、先般開設されました東海環状自動車道の五斗蔭スマートインターのほうに設置のほうも希望しておりますが、こちらからのアクセスが非常にふえておりますので、現状はこの高速道路出口1カ所、国道21号線2カ所の追加設置という形になっております。

次に、11月にかねてからお客様より駐車場の一枠のスペースが狭いのではないかということでお声をいただいております。ここで駐車場の拡幅のほうを11月にさせていただきまして、完了をいたしました。加えまして土・日の駐車場が非常に店舗のほう、車で混雑しております。土・日の駐車スペースの確保という部分で、現状は店舗から若干離れた場所に臨時駐車場を設けてお客様の利便性を考えておりますが、隣接する東海環状自動車道の二期線予定地、このスペースを使った部分というのも、今後、駐車スペースとして御検討をお願いしたいなというふうに思っております。

続きまして、事業内容でございます。

各部門別には以下のようになっております。合計で2億9,597万円という合計金額になっております。

雇用状況でございます。

雇用状況は、平成25年3月の時点でございますが、総人員で28名、このうち可児市在住の人員の人数は16名ということになっております。男性が5名、女性が23名という内訳でございます。

続いて、当社の対処すべき今後の課題でございます。平成25年度は、以下の部分が課題と考えております。

1つ目が、客数増員のためのイベント性の強化ということで、いかにお客様にたくさんお越しいただくかということが、今後も考えますと道の駅にとって非常に重要でございます。毎月各種イベントのほうを計画しております。

2つ目に、可児ッテでしか買えないというようなオリジナル商品、あと可児市、この地域の地元の商品の強化というのが課題だと考えております。

3つ目に、地域素材を生かした名物メニュー、総菜メニューの開発。こちらは飲食の部分でございますが、地域素材、ショウガですとか里芋ですとか、地域には非常によい素材がご

ざいます。こちらを使ったメニューの開発というのも課題であろうかと考えております。

4つ目に、9月で3周年を迎えるわけですが、建物、設備、こちらの環境改善という部分も4つ目の課題として考えております。

現況報告といたしましては、以上でございます。

委員長（川上文浩君） どうもありがとうございました。

それでは、決算内容も含めて宮澤さん、お願いします。

可児道の駅株式会社事務代理（宮澤芳明君） それでは、事務代理の宮澤芳明のほうから決算の報告をさせていただきますけれども、事前に資料のほうをお配りしておりますので、詳細の説明は割愛させていただきます、ポイントの部分だけ御説明をいたします。

前年対比で見た場合に、当然売上高というのは114%という形で増加しております。それに伴いまして、給与手当、人件費の関係ですね、これが189万円ということで105%の増加という形になっています。売り上げの増加に伴いまして、それ以外に広告宣伝費で76万4,000円の増加、前年比で220%です。それと、販売促進費ですが、これが77万円ふえまして、前年比で283%という状況でございます。

それと大きく違いますのは、管理諸費につきまして、増加金額は247万6,000円と非常に大きくなっておりまして、前年比で225%なんですけれども、これは決算上の仕分けに関しまして、平成23年度の計上のときに前払い費用として計上している部分が、前期平成24年度につきましては全額管理諸費ということで増加の処理ということになっているような状況です。

最終的に当期利益のほうが、平成23年度前期の部分でマイナスだったんですけれども、今期につきましては991万円ということで、1,000万円のプラスという形で推移をいたしました。

以上、決算報告のほうを終了させていただきます。

委員長（川上文浩君） それでは次に、今の報告に対する質疑を行います。

なお、参考人の方に申し上げますが、答弁する際には手を挙げて委員長の許可を得てから、着席のままで結構ですので発言をお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

副委員長（天羽良明君） どうもありがとうございます。

売り上げの、何月ごろが一番売り上げベースは上がってくるんでしょうか。

可児道の駅株式会社駅長（纈纈直樹君） 売り上げは、やはりゴールデンウィーク、5月というのが私どもこういった観光業の一番ピークの時期でございます。

委員長（川上文浩君） よろしいですか。

副委員長（天羽良明君） はい。

委員長（川上文浩君） そのほか、いかがでしょう。

委員（伊藤 壽君） どうも御苦労さまです。

4ページに事業内容とございますが、先ほど1,000万円近くの増収となったという御説明でした。この4部門ありますけど、これで大きく貢献したのは、こういった部門が貢献しておるのでしょうか。

可児道の駅株式会社駅長（瀨瀬直樹君） 現状、一番貢献しておるのは、地元のお野菜、果物を含めた青果の部分が貢献をしております。

委員長（川上文浩君） 伊藤壽委員、よろしいですか。

委員（伊藤 壽君） はい。

委員長（川上文浩君） そのほか。

委員（伊藤健二君） 今後、当社の対処すべき課題という欄に、4ページですが、2番及び3番、オリジナル商品、地元商品の強化、そしてもう1つの課題は、地域素材を生かした名物メニューと総菜メニューの開発ということで、私もそのとおり同感であります。里芋コロッケが大好きなもんですからよく食べに行くんです。御嵩のほうへ行った帰りには必ず寄って、必ず味見もしがてら利用させていただいています。

問題なのは、そういうメニューをさらにどう広げていくか。それが新しい魅力になって、リピーターをどれだけ取り込んでいけるかということだろうと思うんですね。里芋コロッケのために、わざわざ名古屋の果てから買いに来るかということ、そうでは決してないわけで、通りかかったときに、それがポイントになると、魅力になっていくことが必要だと思います。

そこでお尋ねしたいのは、この2番と3番の課題、具体的にどうやって進めていこうとしているのか。職員みんなで知恵を絞っているいろいろな考えているんですよというのはもちろん当然だと思います。ただ、そういう形も当然やりながら、さらに何か専門的にいろんな知恵をかりてみたりするということが必要なのかなという、素人考えですが思います。

その辺で、これからこういう手だてをとりながらやっていこうというふうになっているとか、何か着眼点があるとか、そういうことを専門に考える特殊な部隊が世の中にはあるんで、例えばそこへ委託を出すとか、そういうことがあるのかどうなのか。その辺も含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

可児道の駅株式会社支配人（中島俊司君） ありがとうございます。

今、委員の御指摘のとおりでございます。手前どもが今後運営していくに当たって、非常に重要なポイントになってくるかなあというふうに考えております。

里芋コロッケも、オープンの開発をしたものが今本当に主力となってきておりまして、手前どもの一つの看板商品に育ってきております。御指摘のとおり、それに続くものをいかに開発するかということがとても大事な課題になっておるわけでございますが、今地元の可茂公設地方卸売市場とのおつき合いもどんどんふやしながら、地元の産物を店のほうにどんどん取り入れをしております。それをいかに飲食のメニューのほうに取り入れるかということで、今提供しております食事も地元の野菜を使ったサラダですとか、そんなことをふやしてきておりますし、いろいろなメニューを出しながらお客様の反応を見て、ちょっと今変えているところでございます。

その手法としましてですけれども、手前ども、株主の株式会社天秤やという企業が食品の開発、加工を行っているグループ会社でございます。その中でいろんなマーケティングであると商品開発、そのような部署がございます。そちらのほうと今連携をとりながら、地

元の産物をどのように加工していくかということで研究しておるところでございます。

何分にも、手前ども非常に地域の、近くの方が非常に多いものですから、地域の方たちがそのまま食卓で使っていただける、もしくは、すぐ御家庭に帰って食していただけるようなものが、やはりどうも売れておりますので、そのところにポイントを絞って開発をしておるところでございます。

非常に時間がかかることでございますので、もう少し皆様からのいろんな御意見も頂戴しながら進めていっているところでございます。

委員長（川上文浩君） そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、以上で質疑を終わります。

可児道の駅株式会社の皆さん、長時間まことにありがとうございました。

また、決して恵まれた場所ではありませんけれども、御社の努力で黒字に転換されております。御社の努力に敬意を表します。きょうはありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時19分

再開 午前9時20分

委員長（川上文浩君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど言い忘れましたが、本日の委員会より携帯電話の持ち込みが可となっております。ですが、音が出ないような配慮だけはしっかりとさせていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を希望される場合は、委員長に対して自由討議を求める動議を行ってください。委員会に諮り、賛同される委員がいらっしゃれば自由討議を行います。

また、これは動議ですので、いつ出してもらっても結構ですけれども、議案に入ります前に、きょうの議案の中で自由討議を希望される議員がおられましたら挙手をお願いいたします。

伊藤健二委員、議案名を言っていただくようお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 請願第1号にかかわって自由討議を希望いたします。

委員長（川上文浩君） 今、自由討議の動議が出されましたので、これに賛同される議員、ございますでしょうか。

〔賛成者挙手〕

はい、わかりました。

以上によりまして、請願第1号 TPPへの参加に反対する請願については、自由討議を差し入れることといたします。

また、動議はいつ出していただいても結構ですけれども、討論に入ってから自由討議に関する動議の申請は却下いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第33号 可児市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） よろしく申し上げます。

資料番号ですが、この委員会の資料番号ではなくて、本会議の資料番号1番の議案書の13ページをお願いいたします。

可児市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法第16条第5項のただし書きによりまして、規則の公布手続を改めるものでございます。規則の公布につきましては、従来は、条例と同様に市長が直接署名をするということで行ってまいりましたが、今回の改正後は、市長名を記入して市長印を押す手続に改めるというものでございます。なお、教育委員会を除く市の機関の定める規則についても準用いたします。

それから、附則におきましては、本条例の改正に伴いまして、可児市職員の給与支給に関する条例において、引用条項にずれが生じますので、これを改めております。

施行日は平成25年7月1日でございます。

補足と申しますか、詳細説明について、担当課長から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（吉田隆司君） それでは、議案の説明書の資料番号2を、済みませんがお開きください。1ページでございます。

議案説明書の1ページ、一番下でございますけれども、改正趣旨につきましては、部長が申し上げたとおりでございます。

(2)の主な改正内容でございますけれども、改正前につきましては、第2条で条例の公布についての手続が書いてございます。今申し上げましたように、末尾に市長が署名ということございまして、第3条では規則の公布、第4条で規程の公表ということで、それぞれ改正前、第3条の規則につきましては、条例の方法に準ずるということですので、これも市長が署名と。第4条では規程の公表で、これは市長名を記入、市長印を押印ということございましてけれども、改正後につきましては、規則の公布について、市長の署名をなしにして、市長名記入、市長印押印ということに変えるというものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページの一番上のところになります。

先ほど申しました市の機関でございますけれども、具体的にどういった機関があるかということでございますけれども、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会、議会というものが市の機関でございまして、こちらも同様に規則の公表につきましては、今までは代表者の署名ということございましてけれども、記名、押印ということに手続を変えるということでございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） それでは、これより議案第33号に対する質疑を行います。
ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。
続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。
これより議案第33号 可児市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決といたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第33号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、資料番号1番の議案書の16ページをお願いいたします。

議案第34号 可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、教育長の給料月額について見直すものでございまして、県内の他市の状況も参考にしながら、月額、現在71万円を改正後は64万4,000円に改めるものでございます。

施行日は平成25年7月1日でございます。

これにつきましても、補足説明を担当課長からいたしますので、お願いいたします。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、資料番号2、議案説明書のほうをごらんください。

改正趣旨につきましては、部長が申し上げたとおりでございます。教育長の給料月額を見直すものと。

改正内容につきましても申し上げましたとおり、71万円から64万4,000円に改めると。

施行日につきましては、平成25年7月1日ということで施行するものでございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） それでは、これより議案第34号に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手をもってお願いします。

委員（伊藤健二君） この71万円という金額を定めたのはいつだったかということと、そのときに、教育長は特別職ではないので、職員給与ということで、ただ条例が単独で存在していますから、そうやって決めたわけですが、執行部側も、また議会側もずっとこのままで来たという経過だったと思うんですが、当時はこういう71万円という水準が適当な額であるというふうに考えてきたんでしょうかね。その辺が見直されずに来た、議会側はちょっと勘

違いもあって、そういうもんだと思い込んでいた節があるんですが、執行部側としては、たまたま今回見直す機会になって、こういう答えの様子であります、その辺は一体どういう事情だったのか。71万円がずうっと維持されてきたという経過について、何かありましたらお考えを示していただきたいと思うんですが。

秘書課長（前田伸寿君） まず、いつから71万円になったかでございますが、平成6年4月1日から現在の71万円という給料月額になっております。

教育長につきましては、一般職ではございますが、条例におきまして別に定めるということで、特別職と同様、条例で定めてきております。

変わっておりませんのは、特段見直しするという状況、タイミングがなかったということでございます、平成6年から据え置きできておるという状況でございます。

委員長（川上文浩君） よろしいでしょうか。

ほかに発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第34号 可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第34号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、請願第1号 TPPへの参加に反対する請願についてを議題といたします。

事務局の朗読をお願いします。

議会事務局書記（熊澤秀彦君） では、請願のほうの朗読をさせていただきます。

TPPへの参加に反対する請願。

可児市議会議長 酒井正司様。

請願団体、農民運動岐阜県連合会代表者 小寺徹。住所、下呂市金山町菅田桐洞160中島気付。紹介議員、伊藤健二議員、富田牧子議員。

請願趣旨。

安倍首相は3月15日にTPP交渉への参加を表明し、4月12日に参加に向けた日米間の事前協議を妥結させました。その理由として、日米首脳会談で聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったから、国益を守ることが可能としています。

しかし、日米共同声明は、TPPのアウトラインに示された高い水準の協定を達成することを明記しており、その内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃をすることにあります。T

TPPは、医療や食の安全、官公需発注、ISD条項など多岐に及びますが、これらが守られる保証もありません。自民党が総選挙で掲げた聖域なき関税撤廃が前提なら反対を初めとした6項目の公約に違反していること明白です。

そして、日米の事前協議では、自動車や保険の分野でアメリカの要求を丸のみしただけでなく、非関税障壁について、TPP交渉とは別枠で2国間交渉を行うことまで譲歩しました。事前協議で国益をことごとく明け渡した政府が、TPP交渉で国益を守れるはずがありません。しかも、2012年12月にTPP交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に交渉する権利の放棄を誓約して参加が認められたとされています。これでは安倍首相の言うルールメイキングにかかわることも、国益を守る主張さえ十分にできない可能性があります。

自民党は、交渉参加を前提に、農産物5品目や国民皆保険制度などの聖域確保を優先し、それができない場合はTPP交渉から脱退も辞さないと決議していますが、TPPの枠組みに合意して交渉に参加してから脱退することは現実にはあり得ないと言わざるをえません。政府は、TPP参加表明とあわせて影響試算を発表した。試算によれば、輸出拡大などで10年後に国内総生産(GDP)を0.66%押し上げ、3兆2,000億円の経済効果があるとし、米など主要な農産品の関税撤廃で農業生産額が3兆円減少するとしています。試算そのものの信憑性も問われていますが、効果が少なく、農業への打撃を初めとした失うものが余りにも大きいと言わなければなりません。TPPについて、安倍首相は国家百年の計としていますが、国民に情報が開示されず、国民合意もないまま拙速にTPPに参加することは容認できません。よって、次の事項を請願します。

請願項目。

1. TPPに参加しないこと。

以上です。

委員長(川上文浩君) なお、この請願は本会議場での紹介議員の発言のとおり、意見書の採択を求めるものです。その意見書(案)を本日は資料番号2として配付してありますので、よく見ておいてください。

それでは、まず紹介議員である伊藤健二委員がお見えになりますので、御意見があれば発言をお願いいたします。

委員(伊藤健二君) では、許可を得て発言させていただきます。

今、紹介がありましたように、本会議場では富田議員から請願趣旨の中には意見書の採択を求めているものだという事であり、地方自治法第99条の規定により、関係政府等への意見書を提出するよう求めたいということではありますが、その文案につきましては、お手元に資料2という形で意見書(案)がありますので、ぜひ御参考にさせていただきたいというふうに思います。

この内容、論旨につきまして簡単に発言をいたしますと、この意見書(案)は、聖域なき関税撤廃か否か、本当に関税撤廃というものをどう見ているのかということが大きな一つの論点であります。国際協定となるこのTPPは、原則として関税を全て撤廃するという事

であります。日本人の場合は、原則として言いながら常に例外が横に存在するような日本語的美徳があるようではありますが、欧米の国際社会では、原則全て撤廃とあれば、これは原則ですから、原則に違反したものは基本的にはじかれるというのが国際協定、協約等のルールであります。

そういう流れから言えば、原則として関税を撤廃するということが全ての前提になっているＴＰＰ連携協定については、文字どおり撤廃をされていくということが一番明解な結論でありまして、全て撤廃されると聖域というものは一体どこにあるのかと、守るべき国益も不明ではないかということが、この意見書には書いてございます。

こうした状況のもとでＴＰＰに参加をすとなれば、結局、代表的な３つの特徴をこの意見書には記載してあります。

１つは、日本の農業が崩壊をするであろうという点です。

２つ目が、食品安全性への脅威が一層増し、深刻な事態に至るのではないかと懸念を表明している点です。

そして３つ目として、医療保険、自由化や混合診療の解禁などへ導かれるということになりはしないか。すなわちそれは、国民皆保険制度の崩壊につながっていく。

こうした３つの特徴的な事項を列記しまして、それゆえにＴＰＰには参加をしないように求めるものだということでもあります。これは国民がいかなる政治的潮流を支持する支持しないとは関係なしに、日本の国益、文字どおり日本の国民生活全ての分野で重大な影響が起きるということを懸念し、そうさせないために、日本の国民の暮らしと生活、そして日本の産業も守っていくという立場から見たときに、このＴＰＰ参加には問題ありという立場でＴＰＰ交渉には参加しないように求めるものであります。そのことを市議会として議決をいただき、内閣総理大臣以下に送付をしていただきたいということが、この意見書（案）の論点でございます。

あと、先般本会議場におきまして、天羽議員からの一般質問に可児市の産業振興等の関係者から、可児市としての現時点での判断、意見の表明がございました。影響をはかる上で試算の方法論、技術的な問題については統一した基準というものがなくて、特定した結論を出すことは無理だという論点と、可児市にどのような影響があるかの問題については、それは具体的に論及することは難しいということが述べられました。

ただ１点、私は大変気になったのは、日本の保険医療問題にかかわっては、アメリカの関係者が、日本に民間保険を押しつけることはありませんと言っているのに、国民皆保険に対しては、影響はないでしょうというような大変気楽な発言、答弁がなされていたのを、大変奇異な形で認識をいたしました。

ならば、日本医師会を初めとして、この岐阜県の医師会でもそうですが、医療関係者が本当に日本の医療、これで守れるのか、あるいは薬の問題にしろ、いろんな問題がこのＴＰＰを契機にして、日本が独自に持っている安全性確保のためのシステムや制度、こうした日本が長年かけて育ててきた、国民の中に定着した仕組みがアメリカ型でないということをもっ

て非関税障壁だと扱われて破壊されていく。

それが、まだ抵抗しておる間は、今度はI S D条項によってアメリカの資本の日本子会社が、日本の政府を訴えていくことができるようになるわけですね。こうしたT P Pの枠組みの中で、本当に日本の保険医療が守れるのかということについて、大変多くの疑念、疑問が出されておって、だからこそ拙速なことはやめると、慎重に討議しろと言ってきましたが、既にアメリカとの交渉がこの5月に行われて、事前交渉で日本は完全に敗北をしております。

そうしたことを考えれば、T P Pが何ら影響はないなどということを今の時点で日本の地方自治体の一部局が表明するというのは、大変これは不見識なレベルだというふうに奇異な思いをして聞きました。

私の感想だけを述べておってもいけませんので、そういう点で、このT P Pの影響というのは深刻なものがあるということを改めて議論を通じてみんなで認識をし、今からでも遅くはない、T P P参加は、やはりやめるべきだという声を政府に伝えていただきたいというふうに思います。

そういう点で、きょうはぜひ自由闊達な意見交換もしがてら、採択をしていただけますように、必要な文章の修正は可能だと思いますので、趣旨について御理解いただけるなら、この意見書も採択の方向で御討議を進めていただけるよう要請をしまして、最初の発言とさせていただきます。

委員長（川上文浩君） それでは、請願第1号 T P Pへの参加に反対する請願の審査につきましては、この後、質疑を行います。質疑終了後に自由討議、討論、採決という流れで委員会のほうを進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、この請願第1号審査に当たりまして、請願趣旨、そして意見書に対する質疑がある委員の方は挙手をお願いいたします。

質疑と自由討議と分けて、よろしくお願いたします。

委員（伊藤英生君） 平成23年3月25日に環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加への慎重な対応を求める意見書というのを議会のほうで議決しておりますけれども、ここで新たにかぶせてといたしますか、この意見書を出す真意をいま一度御説明をお願いいたします。

委員長（川上文浩君） 紹介議員の伊藤健二委員、よろしいでしょうか。

委員（伊藤健二君） T P Pに関しては、当時から既にT P Pに問題ありということ提起してきました。それは、T P P自体が大変秘密主義になっています。単に経済的影響、あるいは農業、医療等への影響を数量的に表明できない、紹介できないだけではなくて、交渉過程については、全て日本が参加するということになったとしましても、逐一について事前にこういう内容であるということ表明できない状況になっています。そういういわゆるルール化がなされていまして、実際どういうふうになっていくのかというのが、なかなかわからない状況が続いてまいりました。

そうした中で、日本の食料自給率なども御存じのように、カロリーベースでも既に40%を切る状況になっていまして、それが政府一般試算でもT P Pに加入して諸外国の農産物が安

く大量に流れ込めば、日本の食料自給率は12%台まで落ちるであろうということを農林水産省は既に表明していた時期でございます。

そうした中で、日本共産党は、このTPP交渉には参加すべきではないという立場から批判的な意見と請願等も提出をしてきました。しかし、この可児市議会の中では慎重な対応を求めるということで意見がまとまり、政府に対してより慎重な対処を求めるということで一致しましたので、それはそれとして採択をされたということですが。ただ政府は、その後3月15日にTPPへ交渉の参加を表明してしまいました。そして、5月には事前協議等を始めております。そして、この7月からいよいよ本格的に参加をするということですが、その前に日米の2国間協議等をやっていくということでもあります。

そうした時間の流れが進んでまいりまして、先ほど言いましたが、今からでも遅くはないと、TPP参加を撤回するということが強く求められているんだというふうに考えまして、そういうことを求めるこの請願書については意味があるというふうに考えまして、紹介議員となったわけでもあります。

ここに書いてあるとおり、TPP交渉に参加しないということで、撤退をしてくださいということでもあります。それは、慎重な検討をする段階から既に参加をして、アメリカと対等に渡り合うんだとって参加を表明したわけですね。そして5月に実際に交渉してみた。そうしたら、輸出産業である車等の自動車輸出関連産業においても、アメリカは日本から輸出されてくる、アメリカへ輸出する車については、四、五年かけてじっくりと関税撤廃をしていくと。つまり、今かけている関税は即時撤廃ではなくて、段階的に減らしていくということで、ますます日本の輸出については大変な状況になるということで、トヨタ自動車などは大幅な経営改善をしておりますが、引き続きアメリカでの現地生産に切りかえていくということで、日本の経済の空洞化が、あの一時をもってしても、さらに深刻な事態となってあらわれていくということが、もう既に明らかになりました。これ以上、日本の国内産業がアメリカへの生産、あるいはほかの外国地点への移転ということでなされた場合には、大変な状況になると考えます。

そうしたことを考えたときには、ぜひこのTPPについては、国益なしと、日本にとってのプラスがないということを明確にして、日本の国益を守るために、日本の産業と国民の生活、文化を守るためにぜひともやめてほしいという声を、やはり政府に明確に突きつける必要があるということでもあります。以上です。

委員長（川上文浩君） 簡単にまとめると、平成23年3月のときの意見書をまとめたときは時代背景が違う、状況が違うということですね。

伊藤英生委員、よろしいですか。

委員（伊藤英生君） はい。

委員長（川上文浩君） そのほか、質疑ございます方。

〔挙手する者なし〕

なければ質疑を終了いたします。

それでは、自由討議に入ります。

自由討議のある方、挙手をもってお願いいたします。

副委員長（天羽良明君） 私は、7月15日からマレーシアで日本がやっと交渉参加のベースによって、23日から交渉参加についての意義は、私はあると思います。

それは、TPPは関税撤廃のみならず、サービス貿易の自由化や投資や知的財産権の保護といった幅広い分野について、新たなルールづくりを目指すものということで、日本企業が世界で事業展開していくに当たっては、競争条件を少なくともグローバル市場で同等以上にしておくことが日本経済成長にとっても、地域中小企業にとっても必要であることだと思っております。

経済連携交渉は、そのルールづくりから参画しなければ、国益への関与は薄れてしまうということは、伊藤委員言われるとおりわかっておりますけれども、そういった交渉参加という部分に関しては、引き続いて慎重な条件闘争を繰り広げていただきながら、その後の交渉の中で国益になっているのか、逸脱しているのかというのを見きわめた上で、このTPPの反対なのか賛成なのかというのは、結論が導かれることだと思しますので、私としては、まだこの交渉というものについては意義があるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

委員長（川上文浩君） そのほか、御意見がございます方。

委員（伊藤英生君） 本当にこれ、さまざまな試算が出ていて、どの数字が正しいと言えるのかわからないような話もよく出てくるんですけれども、2013年3月15日に内閣官房のほうで関税撤廃をした場合の経済効果についての政府統一試算というの、今まで各省庁がばらばらに出してきた試算というのを1つにまとめたものを出してきたというところで、ここはひとつ姿勢として評価できるのかなというところです。

結論的に言えば、日本全体では得するけれども、農業だけは損するからこの部分に何らかの手当てをしていく必要がありますねという結論だというふうに理解しておりますけれども、例えば、今後交渉していくところで、聖域なき関税撤廃が原則である。これは原則中の原則なんですけど、やっぱり物事の交渉事というのは相場観というものがあまして、いい例が、アメリカが早速先ほど言われたような自動車の関税のこととか、そういうことも言ってきているわけで、聖域なきと言っておきながら、いきなりそういう話を、今日米2国間FTAみたいな感じになってきているのは、それこそが問題だと、並行して行っているのが問題で、やっぱりそのTPPの枠の中で2国間をやるべきだという考えを私も持っておりますけれども、向こうがそういう条件を出してきた。日米首脳会談が2月ぐらいに行われたんですかね。そこでも日本には農業製品にセンシティブティーがある、アメリカには工業製品にセンシティブティーがあるという表現で、既に敏感な問題という部分を指摘している時点で、今後もやはり交渉の余地がある部分、交渉していく必要があると。

それで、今日本の農業というものは、確かに日本の米、そういったものは守っていかなければいけないと思っておりますけれども、本格的な農家と言われるのは20万戸しかないんですね、

日本に。このところをどうやって守っていくのかということを考えて場合、やはり日本全体の経済力というのを押し上げていく必要があると私は考えています。その中でどうやって日本の農業を守っていくのかという部分を考えていく必要があるのではないかなということ、私はぜひともこういうのは推進して、しっかりと議論していく必要があると思っております。

委員（伊藤健二君） 伊藤英生委員が今、本当の農家は20万戸だという発言がありました。それが、安倍政権が言う米価を4割引き下げて所得倍増にする。国民世帯当たりで150万円でしたっけ、という所得倍増計画なるものが最近出ましたけれども、今我々が問題にしたいと思うのは、天羽委員が一般質問で取り上げられたように、可児市の農家や可児市の農民はどうなるんだ。そういうところがどういう影響を受けるのか。残念ながら、その細かいデータはないということでした。

今、可児市の農民が、本当の20万戸と言われた、その20万戸の中にどれだけ入っているかというふうに考えれば、ほとんどの人が大体理解できるように二千数百戸の農業世帯があって、ほとんどが兼業です。土田にあった畜産業も、ついにことしの3月で終わられました。つまり、かつては牛や豚の養豚、畜産関係もありましたが、今では本当に1軒あるかないかというような状況が、可児市のその方面です。

大半の方は、三ちゃん農業と言われた時代も含めて、公務員をやりながら農業で米をつくるという状況であるとか、どこかへ勤めながら田んぼを耕すということですよ。でも休耕地がふえている。その中でどうするかというのが、今の可児市の状況です。つまり、この20万戸の中には、可児市の農家の大半の方は入っていません。可児市において農業への影響は定かではないけれども、明らかに米価が変動し、輸入米が大量に入ってくれば、自家消費米は自分で食べればいいんですけども、大きな影響をとれたひろばの米の販売市場では影響を受けるでしょう。そういう問題については、要するに伊藤英生委員は、整理されて、統合して、耕作所有地を1戸当たり平均10ヘクタール、基幹的農業従事者1人が平均10ヘクタール耕作することというのが、自由民主党が今度参議院議員選挙に向けて掲げた目標ですよ。なるかならないかはわからない。だけど、目標としてはそうだと。

可児市において、1人当たり10ヘクタール耕作する農業者を何人つくれるんですか。つまり、この掲げた方針なるものは、可児市においては、どこかの別の国の話ですよ、私に言わせれば。可児市の農民はどうなるかという問題については、全く定かではない。ましていわんや、今後の農業のあり方を方向づけたときに、伊藤英生委員が今言われた部分というのは、国家的規模で言えばそういうことかもしれないけど、それは、結論は家族営農を中心とした多くの農業者、今現に日本の農業を担っている地域の農業者にとっては、何らメリットも支援の体制にも入っていない、まさに整理統合される側が、今の可児市の大半の農家の実際になるということではかないわけであって、それについてどう考えられますか。それでよろしいわけですか。

委員長（川上文浩君） 済みません、自由討議ですので討議して結構ですけど、意見のやり

とりという討論のやり合いではありませんので、討議をしっかりとしていただければと。もし、今、伊藤健二委員の発言に対して何かあったら、伊藤英生委員。

委員（伊藤英生君） 市の試算も出ておらん中で、何を基準に話していいのかというのは確かにあって、おっしゃるとおりの部分もあると思うんですけども、現状のままでこの農家がいけるのかという部分もしっかり考えていかなければいけないと思うんですね。ずうっとこの状態で行けるのか、何らかの方策を打っていかねばいけないのか。

今、可児市のほうは、可児そだちであるとか、そういったブランド化のほうも一生懸命取り組んでいますけれども、農業という部分だけを切り取って見た場合は、そういうこともあるかもしれませんが、例えば可児市、ほとんど農業圏ですらそうですけれども、工業立国です、日本は。可児市もほとんど工業が占めています。その中で、全体の井で見た場合どうなのか。そして、その上で可児市内の農業、日本の農業はどうあるべきなのかということを考えていった場合に、やはりこれは交渉に参加する価値はあると私は思っています。

委員長（川上文浩君） そのほか、御意見ございます方、挙手をもってお願いいたします。

委員（林 則夫君） 以前、請願が出たのは2年ほど前だったですかね。そのときに、僕は伊藤委員に、この問題は市議会で扱うにはちょっと早過ぎるぞということを申し上げたことがあるわけなんですけど、現在では、まだその方針が決まっていないうような中で、最初に請願が出たのは、農業を中心とした請願であったものですから、私はこの所管の委員会だけで審議するわけにはいかんと。21業種にわたる問題があるんで、これは連合審査で、ほかの委員会とも連携してやるべきだということを提案したわけですが、それもなされないままに現在に至っておるわけですが、また今度、この請願が出てまいりまして、先般、この委員会の日程が決まった時点で、現在の政府与党のTPPに対する考え方を教えてくれというような申し込みをいたしましたら、昨晚3ページにわたる資料を送付されたわけですが、全文読むと時間がかかりますので、その一部を申し上げておきますと、結びとして、仮にTPP交渉に参加する場合、国益がしっかり守られ、結果として日本の繁栄につながる。政府と与党が一体となって交渉を進めるべく、自由民主党外交、経済連携本部内のTPP対策委員会と政府が緊密に連携すべきである。

また各国の主張を冷静に見きわめ、我が国として主張を効果的に展開していくために、党としても国会議員による議員外交を戦略的かつ積極的に展開してまいる所存でありますということと、それから、当初、農家の件が出たわけですが、さらに農政で言えば、大事なことは、農家の所得が確保され、質の高い作物が作られ、後継者が確保され、その結果として食料自給率が向上することが大事であります、自由民主党としては、農政改革を優先して取り組んでまいる姿勢でありますということで、原則として、例外なき関税撤廃を前提とする限り、交渉参加には反対だということの姿勢は変わらないと、守るべきものは守らなければならないのですというような御回答をいただいたわけですが、それぞれの立場で御意見はあろうかと思っておりますけれども、現時点において、私どもとしてはTPP交渉に対する反対という姿勢はとれませんので、ちょっと発言をさせていただきました。以上で

す。

委員長（川上文浩君） そのほか、発言はございませんでしょうか。

委員（伊藤健二君） TPP交渉というのは、貿易に関するということですが、決して貿易だけではありません。29章ある協定文章、大変厚いものらしいですけど、そのうち5つぐらいですね、貿易に関しては。残りの24分野については、その他の非関税を含めてルール化の条文ばかりです。

それで、中小企業の、例えば金融やTPPの非関税障壁というのは、どういう問題があるかとか、医療保険制度との関係はどうか、さまざまな論点があります。最も特に毒薬条項と言われて厳しい問題を示しているのはISD条項で、国が損害賠償を請求される問題が1つあります。

それで、この外国の企業や投資家と国家間の紛争を解決する手続という項目で、これをISD条項というわけではありますが、日本の国が規制を持っているさまざまな医薬品の認証や開発にかかわって、あるいは販売の方法について規制があります。あるいは、地域の自治体が、可児市の独自のルールや規制を持っているとします。これは、具体的に言えば、住宅リフォーム助成制度なんかがそうです。可児市の地域の業者に、そこへ市民が消費なり建築の契約を結んで、そこで事業を発注する。そうすると住宅リフォーム助成金が出ます。これは、今アメリカの、外国の企業ではできないわけですよ。可児市で納税している可児市の事業者、ここに違いがあるわけですよ。

いわゆる非関税の問題で、貿易以外のルールにかかわる問題で、アメリカ型の基準、ルールが日本では通用しないという部分については、全てISD条項による失った利益の損害賠償を求めることができる。あるいは名指しで、日本にあるリフォーム助成制度については、アメリカ企業にとっては、極めて自由な契約活動に対する、産業活動に対する間違った規制であるので、それは撤廃すべきだという論理が働くんです。日本の側が間違っているという論理が、この協定によって正当化されるわけです。ですから、今度は外国企業の日本支社が、日本政府なりに訴えて、そういう間違った法律は撤回しろと、そういう制度はやめろということになるわけです。

軽自動車のようにアメリカには存在しない枠組みについても、同様の懸念が広がっています。日本で今、ばんばん軽自動車売れておりまして、軽自動車戦争と言われるような状況であります。日本の自動車の販売の中で極めて大きなウエートを今占めておりますね。こういう日本の産業が国内で売れて、かつ産業政策上、大変大きな貢献をしている軽自動車についても、アメリカにはこういう枠組みがないわけであって、アメリカの資本の論理で見れば、大変邪魔な制度であるわけです。こういうものを必ず敵に回してたたいてくるということが、過去の例でいっぱいあります。

メキシコでは、米国の企業が投資した現地企業の廃棄物処理事業が、地域住民の健康と環境破壊をもたらすとして規制をしたメキシコの地方政府をメキシコ政府が許容したとして、今度メキシコ政府が訴えられて、米国企業の利益を損なった分として約1,700万ドルの賠償

を命じられています。これはメキシコの例です。

ほかにもいっぱい例があります。これがI S D条項によって、国が損害賠償請求を受けて、実際に払わなきゃならないという論理。このことによって、結局、払うだけじゃなくて、国の法律、国内法が優先できなくなるということが、今大変大きな問題になっています。

今、カナダがこの事前交渉の中で、そういうアメリカの論理で全て仕切られるというやり方にすごい懸念が表明されていて、T P P交渉それ自体が難航している一つの理由に、国内法で自国の国民の健康や医療や環境を守ろうとするときに、アメリカの多国籍企業、つまりアメリカのあらゆる地域に進出していく多国籍企業が、現地の国の法律によって規制を受ける、経済活動の自由を妨げられるというのを逆手にとって訴えていくことができるわけです。あらゆる例が事例になります。こういう仕組みがT P Pなんです。

ですから、日本とアメリカがこの事前協議で合意をして、仮に2国間協定(F T A)が成立をしたと仮定しますと、世界貿易の40%を占めるわけです。アメリカの経済力と日本の経済力が一つの枠組みでなったとき。

しかし、日本は、極端なことを言いますと、オレンジ、牛肉から始まって、アメリカの経済に逆らえたことは一度もありません。日本の経済がアメリカの従属下に置かれていることは歴史的事実であり、今回の自動車の扱いにかかわっても、日本の政府が完全に敗北をして帰ってきました。日本の政府が、日本のトヨタ自動車の製品をアメリカに輸出をするときには、長期間の時間がかかって、つまり現状を維持しながら関税は撤廃されず、関税がかかったままでアメリカで売ることになる。

逆にアメリカの製品を日本で具体化して売るときについては、日本は原則自由化ですから、守るべきものを守ると政府は言ってきましたけど、具体的にどういうふうにするんだという話については、何の共同声明にも載っていません。アメリカではそんな話題は、日本政府からは話題になりませんでしたよというのが、アメリカの当局者の内部文書であります。

このような状況で、日本がT P Pの事前交渉で合意をすれば、完全にアメリカの資本の論理でしか、アメリカの多国籍企業の利益を守る基準で全ての差配がされていくという流れにならざるを得ません。

こういう状態のままでいっては、本当に日本の利益というよりも、日本の現状の生活も文化も医療も保険も、保険の問題なんかでも特にそうです。そういう問題がやっぱり改善されません。改善どころか守ることすらできなくなる。まさにT P Pは、アメリカの多国籍企業のためにある仕組みであって、日本の中小企業を守ることはできません。信用保証制度や金融なんかは特に大きいです。政府がつくってきたさまざまな日本政策金融公庫だとか、政府系金融だとか、さまざまなあれがあります。

郵政の関係でいけば、郵便局のこうしたゆうちょや簡易保険なんかも大変大きな、アメリカにしてみれば邪魔な仕組みであります。アメリカの外資系の保険を売り込むには、日本のかんぽ生命保険を潰さなければ、あそこを支配の対象から除外させなければ、アメリカの利益は確保できないということで、大変な枠組みで攻めてきているのが現状です。

在日の米国商工会議所というところが日本にあるそうですが、その提言で、中小企業分野と消費金融業界においては、リスクマネジメントの最新の手法を奨励して、金利の貸し出しの推進を求めているわけであります。自国民よりも外国企業の利害に権能を付与する中身だということであります。

TPPで中小零細企業を守る独自の政策の維持が困難にされてしまう、これがTPPでありまして、その危険性をしっかりと認識をして、ありとあらゆる分野のところで中小企業の営業、経営を守っていくためには、どうしてもこのTPPに参加をしてしまえば、もうアメリカの土俵の中でしか守ることはできません。

輸入品の検疫の問題、それから検査の問題、BSE問題から発した牛肉の輸入にかかわる問題、この間、譲歩に譲歩を重ねて、アメリカの要求どおりの農産物の輸入状況がつけられてきています。7月の本格交渉をやるときには、既にアメリカが他の11カ国に対して……。

委員長（川上文浩君） 伊藤健二委員、討議の場なんで、極力短目にまとめていただいております。

委員（伊藤健二君） テーマが多いもんですから、順番にしゃべっていると時間がかかって申しわけありません。

つまり、こういう畜産の肉に関しても、既に交渉を譲ってきているのが日本です。日本の輸入に関する検疫の検査委員会の到達点が、既にアメリカに了解してもらえるところへ、例えば20カ月以下だったものを、今30カ月まで持ってきていますよね。さらにもっと伸ばしていくとなると、本当にアメリカの牛肉を自由に輸入できる仕組みになるわけです。つまり、日本がこの間つくってきた安全のための仕組みが全て骨抜きになるという状態が既に進行している、それが2国間協定です。

つまり、いわゆる環太平洋でぐるっと丸めて全部というんだけど、日本の参加がおくれたというよりも、アメリカとの協議が詰まっていけないもんで、それが全部地ならしでやられて、あげくの果てに今までの他の先進9カ国が決めてきた中身を、全てオーケーを出すというための参加でしかありません。

そういう点で、もうここで入ってからやめればいいのか、入る前にその中身を明らかにせよといっても明らかにできない仕組みになっていまして、結果だけを受け入れると。まさに地獄の底へ転落をしていく格好になるというふうに思います。そういう点での中身の本質を見抜いていただいて、決して甘くはない、一度入ってしまえば出られるものではないということも明らかになってきていますので、その点を押さえて、ぜひ撤退をとということを求めるよう、皆さんの御判断をお願いしたいと思います。以上です。

委員長（川上文浩君） ほかに発言はございませんか。

委員（伊藤 壽君） 環太平洋パートナーシップ（TPP）には7月から交渉に入ることですが、今まで日本は、貿易立国として目覚ましい経済発展を遂げてきて、現在、国民総生産は世界第3位ということで現在の日本があるわけですが、やはりこれからは自由貿易ですね、できるだけ保護貿易に行かないよう、自由貿易です。それも2国間だけで協議する

のではなく、全部入りますと参加12カ国ですか、そういった広義での貿易交渉を進めることが望ましいと思います。

その中で、いろいろ懸念されますが、国民皆保険制度、それから食の安全基準、I S D条項、そういったものは交渉の中でしっかりと議論していただいて、守るものは守るというスタンスで進めてもらいたいというふうに考えます。

また、農業についての影響は大きいということが心配されます。ただ、先ほど可児市の話も出ていましたけど、可児市において農業センサスを見てみますと、可児市の統計ですが、平成22年の農業の状況を見てみましても、農家戸数が821戸、そのうち専業農家が151戸という数値が出ております。それら農業に従事する農業の就業人口ですが、販売農家で見ても、65歳から80歳近く、このあたりの年齢の従事者が非常に多いわけです。そうしたことから、現在でも農業はそういった問題を抱えております。

これは、今後可児市の農業、また日本の農業を考えていく上で大きな問題じゃないかと、次の後継者とかそういったことを、これがなかったとしても、T P Pだけでなく、現在もそれをどうしていくか、可児市の農業をどうしていくかということを考えていかなければいけないということです。

それと、全国市議会議長会のほうも決議をされております。そうした中で情報開示、こういったものを十分していくと、それから明確な説明を行うというようなことも決議の中に入っております。そうしたことも大事なかなというふうに思います。

そうしたことも含め、経済を強くしていくことが、貿易と申しますか、3カ国の中で貿易も自由に行い、経済を強くしていくということがこれからは必要ではないかということで、T P Pに参加しないことについては反対いたします。

委員長（川上文浩君） ほかにございませんか。

委員（山田喜弘君） 簡単に、国内産業をいかに守り、強化するかというのが、ここで議論しなあかんということだと思います。日本の長期的な国家戦略というのが問われるテーマでありまして、しっかりと議論はしなあかんと思いますが、今後の国内産業のあり方については、やっぱり国際協力、総力の強化というのと、国内産業の保護、両方をやっていかなあかんと思いますし、日本経済の強化という意味では、まずは自由貿易を進めていくことが必要じゃないかというふうに考えております。

ただ一方で、食料の安全保障という面では、日本の農業をしっかり守っていかなくちゃいけないことというのは必要なことだというふうに考えております。韓国ではT P P参加するときに、韓国でも国を開くというときに、一生懸命農業のために巨額な資金を投じています。そういう意味で、大変難しい問題ではありますけれども、国民に対してしっかり情報提供を行いながら、国際協力と日本の農業をどう守るのかをしっかりと議論するためにも、参加しないということは、情報も得られないのではないかというふうに思いますので、参加していく方向で進んでいってもらいたいと思っています。以上です。

委員長（川上文浩君） それでは、こころで自由討議のほうは終了します。よろしいですか。

委員（伊藤英生君） 済みません、ちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

事務局にお伺いしたいんですけど、こういう意見書とかというのは、趣旨採択はしないという方向……。

委員長（川上文浩君） 伊藤英生委員、議会の決まりですので、趣旨採択は可児市議会はしておりません。

委員（伊藤英生君） 賛成か反対かということですね。済みませんでした。以上で終わります。

委員長（川上文浩君） 審査は、採択、不採択、継続の3つで決めていただきます、本日は、それでは討論を行います。

委員（伊藤健二君） T P P 交渉に参加をしないことということを求める請願について、ぜひ採択をしていただきますよう、討論をしたいと思います。

T P P 交渉は、7月ごろから具体的に参加をするだろうと言われていました。4月20日にインドネシアで開いた会合で日本の参加を承認されました。このままいけば、日本のT P P 参加ということになるわけではありますが、これまでT P P 交渉を進めてきた先行する9カ国は、2つのメキシコとカナダという後から参加したところを除く先行するところでの議論が、既に大半のルールを確認してきております。日本が参加するとなれば、そこでこれまで決めてきた内容を無条件で承認する、それを「うん」と言う以外に方法がないのが、このT P P 交渉のルールであります。

また、最終合意するまで、基本的に議論をして決めてきた内容については、逐一をつまびらかにすることはできない仕組みとなっています。ですから、この間行われた日本とアメリカの事前協議なるものの中身が示すところをしっかりと見据えることが必要ではないかと私は思います。

日本は、アメリカと重要品目等について事前協議を行いました。アメリカ側の関心は、当然重要品目としては、農産物と工業製品であります。農産物は、アメリカの農産物を日本がどのようにして受け入れるのかという問題であり、工業製品については、自動車ですが、日本の自動車産業がアメリカに対し輸出をしているものの、関税の取り扱いがどうかということでありました。この間の交渉によって、日本側の文書とアメリカ側が発表した文書は全く中身が違っておまして、どうなのかということではありますが、アメリカは自動車の保護要求をしまして、しっかりと事前の交渉参加への入場料をアメリカ側がとったという状況ではないかと思えます。

1つには、自動車にかかる関税、乗用車では2.5%、トラックでは25%が、最も長い期間をかけて引き下げ、かつ最大限に後ろ倒しされるという点。そして2つ目には、その扱いは米韓F T Aを上回る内容とするというのが合意をされたアメリカ側は発表しています。

また、自動車の環境性能、安全基準については、アメリカ基準に調和をさせるということで、アメリカの自動車づくりの基準に日本から出す車についても合わせなさいよということになりました。

そして3つ目には、アメリカ車に対し差別的な軽自動車に対する優遇税制、日本の国内にある軽自動車の優遇税制、現在、可児市に軽自動車については軽自動車税が入りますが、こうしたあり方も含めて優遇税制の見直しについて交渉するという事になっています。

このうち、今私が言いました2つ目、3つ目、安全性能と軽自動車の問題については、日本側の文書には全く触れてありません。このように車一つとってみてもアメリカの言いなりの状態になり、アメリカの基準で世界の貿易のあり方を決めていこうというのがTPPであります。

では、農業ではどうなんでしょうか。日本の農産物の聖域扱いについては、アメリカ側の文書では全く黙殺をしています。それどころか日本は、2月22日の共同声明において、全ての物品を交渉の対象にすること。そして、高水準で包括的な協定を実現することを明確にしたと書いています。

要するに、農産物と自動車のパートナーどころか、農産物では確約を得たものは一つもなく、全ての物品を対象にするという本交渉に先送りをされたわけです。ですから、アメリカの農産物の業界団体は、日米の事前協議を大歓迎する声明を発表しまして、米、小麦、牛乳、豚肉、乳製品など、アメリカの輸出を得意とする分野については、もう至れり尽くせりと、目まいがするほどうれしいと全米豚肉生産者協議会の幹部が発言するほどになっています。

このように、農産物の関税自由化を要求する包囲網をどんどんとつくってきているのが、このTPPの事前交渉でありました。これだけでは決して済みません。今後は食の安全、政府調達、知的財産権、保険などの分野でも、アメリカの要求は大変居丈高であります。食品添加物の大幅緩和、地方自治体を含む公共事業などの入札への外国企業の参入、ジェネリック医薬品に対する規制、アメリカの保険会社が牛耳っている医療、がん保険の独占などをごり押しする構えであります。これらについても、日本側文書には明確な記述がありませんから、このままいけば大変な事態が引き起こされてくると言わざるを得ません。

こうした趣旨をぜひ御理解いただきまして、TPP反対の世論を大きく高める上からも、主としてアメリカとの交渉であります。TPPへの参加については反対であるという国民の声、市民の声を政府に突きつけるようお願いをしまして、私の賛成討論といたします。採択をお願いするという意味です。

委員長（川上文浩君） ほかに発言はございませんか。

副委員長（天羽良明君） 私はその逆で、TPP参加に反対する請願に反対の立場で討論します。

このTPPについては、確かに委員言われるとおりに、国民にとっての議論はまだ何も深まっておりませんし、本市においても深まっていない現状はございますが、この原因が7月から始まる交渉参加によって払拭できればという思いを持っております。

今、委員の中から聖域が守られるかという懸念もありましたし、国民皆保険が守られるかということもありました。食品の安全基準が守られるかということもありますし、国の主権を損なうようなISD条項が求めていかれるのではないかという懸念もあります。また、政

府調達、金融サービス等々にも我が国の影響部分が大きいかと思いますが、これも全て7月からの交渉の中で、国益にとっていいのか悪いのかを見きわめながら参加・不参加を考えたいという立場から、この請願には反対をさせていただきます。

委員長（川上文浩君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより請願第1号 TPPへの参加に反対する請願についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。請願第1号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。挙手少数であります。よって、請願第1号については、賛成少数で不採択とさせていただきます。

次に、陳情第1号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める件に関する陳情を議題といたします。

まず、審査するかどうかの御意見を願います。

副委員長（天羽良明君） 審査しなくてもいいというふうに思います。

その理由は、現在、金融業会の実務のほうでも、既に信用保証協会が行う保証制度においては、原則としては経営者本人以外の第三者連帯保証を求めないことを原則としており、個人保証を原則として廃止にする方向に進みつつあるのではないかと思います。

また、安易な個人保証制度の撤廃によって、事業者の資金繰りに悪影響がないとも言い切れない懸念もございますので、当委員会で議論する協議としてはそぐわないと思いますので、陳情については聞きおきでよいかと思います。

委員長（川上文浩君） そのほか、よろしいですか。

委員（伊藤健二君） 本委員会での審査については、そこまでを要しないと理解をしておりますので、天羽副委員長が今提起した内容に基本は賛成であります。事の内容については、大変重要な内容だという認識をしています。

それで、具体的な場所等の指定はできかねますが、ぜひ機会を捉えて、こうした内容については、学習、研究をしていく場を少し求めて取り組んでいただきたいという要請であります。

委員長（川上文浩君） はい、了解いたしました。

そのほか、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第1号については、総務企画委員会聞きおきとさせていただきます。

また、伊藤健二委員から申し入れがありましたように、一度この件に関しましては、委員長で勉強会など、研修等を考えていきたいというふうに思います。

それでは、以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

それではお諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告案の作成につきまして

は、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにします。

では、以降の協議事項については、担当の部長・課長のみで協議を行いますので、担当外の部長・課長は御退席ください。

また、10時45分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

委員長（川上文浩君） それでは、委員会を再開いたします。

報告事項2、報告第5号 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

まず、可児市土地開発公社について、執行部の説明を求めます。

企画経済部長（加納正佳君） それでは、可児市土地開発公社の経営状況の説明に入らせていただきます。

お手元の資料番号の7番、8番を使わせていただきます。

7番では、平成24年度の事業報告と決算書ということでございますし、8番につきましては、平成25年度の事業計画書及び予算書ということになっておりますので、よろしくお願いたします。担当課長のほうから説明をいたします。

その後でございますけれども、一般財団法人の可児市公共施設振興公社につきましても、資料番号9番、10番で引き続き説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

総合政策課長（牛江 宏君） それではお手元、今、部長が申しあげました資料の中で説明をさせていただきます。

まず、可児市土地開発公社事業報告及び決算書、資料番号7で願いたします。

この決算につきましては、ここの表紙に書いてございますように、先月5月23日に決算報告をさせていただいて、理事会のほうで承認をいただきましたので、よろしく願いたします。

なお、7番、8番で決算及び今年度の予算書でございますが、可児市土地開発公社につきましては、現在、自主事業は何もやっておりません。市のほうからの代行買収及び従前に市のほうから代行で依頼された土地の保有をしておるところでございますので、特別な事業はないという中でうちの代行買収した土地の費用、もしくは市のほうへ買い戻しをしていただいた土地の収入等が主な数字になっておりますので、よろしく願いたします。

それでは、7番のほうの決算書をめくっていただきたいと思います。

1ページ目の事業報告でございます。事業の概要でございます。

平成24年度の業務につきましては、可児市からの委託ということで代行買収でございますが、土地の取得をしております。1行目にございます市道5398号線の整備及び市道43号線の

道路改良事業用地の取得でございます。この市道5398号線につきましては、今渡東住吉地内でございます。

新太田橋南の国道21号線が4車線化されまして、その東にあります一帯が非常に太田方面、美濃加茂方面への通行が難しくなったということで、その中を南北の道路を通したいということで、前から協議があった案件でございます。地元のほうの説明が終わりまして事業を始めるということで、土地開発公社のほうへ先行取得依頼をいただいたものでございます。

それから、市道43号線につきましては、可児市の下切地内でございますが、これは民間のほうで将来道路事業として拡幅をしたいという、ちょうど下切の青木の交差点から旭小学校へ上がっていくところでございますが、そこで売りの土地が出ましたので、将来のために先行取得をしたいということで、これも代行依頼をいただいた土地でございます。

それから、処分事業ということで、これは可児市のほうに買い戻していただいた土地でございます。市道25号線・2211号線でございますが、これは羽崎地内でございまして、緑ヶ丘から中部中学校へ行く通学道路の拡幅の予定地でございます。この土地について、市のほうに買い戻しをいただいたというものでございます。

執行状況としまして、市道5398号線については、3筆、334平米ほどを6,397万円ほどで、市道43号線につきましては、720平米ほどを1,571万2,000円ほどで買収をしております。また、市道25号線・2211号線につきましては、4筆、458平方メートルほどを801万4,000円ほどで可児市に引き渡しを行ったというものでございます。

財務の状況でございますが、収益的収入として、事業収益が今の可児市へ引き渡したお金の801万4,726円、事業外収益としましては、受取利息9万6,607円を収入しまして、収入合計が811万1,333円でございます。

これに対する支出でございますが、事業原価として、買収したときの土地の簿価になります801万4,726円、それから販売費及び一般管理費で5万3,408円、支出合計が806万8,134円となりまして、純利益が4万3,199円ございました。

それ以外に金融機関からの借入金はなく、余裕金の2億9,500万円は定期預金としての運用を行っているという状況でございます。

次のページへ参りまして、監査の状況でございますが、これは平成23年度の分になりますが、平成24年4月27日に監査をしていただいております。

5番目は庶務的事項で、役員の交代、それから職員の人事異動、理事会・役員会につきましては、平成24年度につきましては3回行ったところでございます。

以上が概要でございます。3ページ以降については、その決算書の中身でございます。

1ページめくっていただきまして、4ページでございますが、決算報告でございます。

収入につきましては、先ほど申し上げました事業収入としまして、公有地を可児市のほうに買っていただいた分の801万4,726円が収入でございます。利息が9万6,607円ということになります。

支出につきましては、事業原価として、土地のもとのお金の801万4,726円、それから販売

費及び一般管理費の5万3,408円が支出となっております。

次のページでございますが、資本的収入及び支出でございますが、借入金はございません。支出につきましては、決算は最終事業がなければ買うということで進めさせていただきましたが、3月31日までに契約は行いましたが、支出はしておりませんのでゼロということでございます。

次のページへ行っていただきまして、損益計算書でございます。

事業収益は、先ほどの801万4,726円と、販売費及び一般管理費の5万3,408円でございます。最終的な利益として4万3,199円となっております。

次のページ、貸借対照表でございます。

流動資産としましては、現金及び預金で、現時点で4億897万4,619円、代行用地が9億1,296万2,547円でございます。それ以外に、長期性預金として500万円ございまして、資産合計が13億2,693万7,166円でございます。

負債の部につきましては、一番上にあります2,211万107円でございますが、これは先ほど申し上げました平成24年度に契約はしたんですけど、3月31日までに支払いができなかった分として今年度に回りました未払い金の額でございます。

それから、その下が資本の500万円と準備金の額が記載してありまして、合計が資産と同額ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

次のページは、財産目録でございます。今と一緒にございますので省略させていただきます。

キャッシュフローのほうも平成24年度につきましては、今まで御説明しました市に買い取っていただいた金額の801万4,726円のほかに、経費をのせてございます。それで、最終的には、期末残高が一番下にございます4億897万4,619円という形でございました。これらにつきましては、今年度、監査までやっていただいたところでございます。

10ページ以降につきましては、附属資料ということで、先ほど説明した中身でございますので、省略させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

以上が決算でございます。

続きまして、8番の平成25年度の予算書について説明させていただきます。

これは、一番表紙にございます3月28日の理事会にて承認をいただいたものでございます。

こちらのほう、今年度の事業ということで、まだこれからでございますので、概略だけ説明させていただきます。

1番、公社の事業計画でございますが、これも当初に申し上げましたように自主事業ではなくて、市からの代行買収の依頼ということで上げてございます。

市道112号線道路改良事業ということで、これは土田地内でございますが、KYB株式会社岐阜東工場から株式会社小林三之助商店のあたりを市道112号線がございまして、その道路拡幅ということで1億円の予定がございます。これは建物補償を含んでおります。

それから、市道5398号線、先ほど申し上げました今渡地内の道路の続きでございます。

7,000万円ほど計上しました。

それから、3番目が土田グラウンド整備事業ということで、これは一般質問の中にございました土田渡地内で土地を買収するというので、市長のほうから表明させていただいたところでございます、1億2,000万円計上してございます。合計として2億9,000万円を予定させていただいております。

それから、公有地処分事業ということで、これは買い戻しでございます。可児駅周辺整備事業ということで、駅前にあります土地の一部を今年度買い戻していただくということで、1億3,384万円計上してございます。

以下、同じ記載でございますので省略させていただきたいと思っております。

以上、今年度の予定としては、これだけを予定させていただきました。

以上で説明を終わります。

委員長（川上文浩君） これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

続きまして、一般財団法人可児市公共施設振興公社について説明を求めます。

本日は、経営状況報告をしていただくため、参考人として一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長の中島繁昇さんに御出席をいただきました。

それでは、報告をお願いいたします。

一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（中島繁昇君） 4月の定期人事異動で公社に派遣されておりますので、よろしく願いをいたします。

平成25年3月19日付で岐阜県知事から一般財団法人としての認可をいただきまして、一般財団法人としての移行の登記につきましても4月1日に完了いたしております。

本日お配りいたしました資料3番には、平成25年4月1日現在の評議員、理事、監事の名簿と事務局組織図、公社の定款を配付してございますので、参考にしていただければと思います。

なお、この名簿の中で、佐藤誠常務理事につきましては、定期評議員会の日をもって理事の辞任の届け出が提出されまして、その後任に、市企画経済部荘加参事が6月14日開催の評議員会で理事に選任され、同日付の理事会で常務理事に選定されておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案の配付書類番号9番の平成24年度財団法人可児市公共施設振興公社、事業報告及び収支決算書に基づき説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。なお、この事業報告、収支決算につきましては、5月24日の理事会、6月14日の評議員会におきまして承認をいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

まず1ページをお開きください。

役員に関する事項でございますが、これは平成24年度末現在の名簿となっております。役

員は、一般財団法人への移行のため、同日付で全員が退任されておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2. 役員会等に関する事項でございますが、1ページから2ページ、3ページにわたり記載してございますので、ごらんをいただければと思います。

3ページに参りまして、(2)番、監査に関する事項でございますが、平成24年5月21日に松野監事、高木監事による監査を実施していただいております。

次の4. 業務に関する事項についてでございますが、可児市が設置します5つの施設の委託管理及び可茂衛生施設利用組合が設置します「わくわく体験館」の指定管理を受けまして、各受託施設の利用振興を図りつつ、効率的で適正な事業運営に努めてまいりました。4ページには、給食調理室の記載が上段にございますので、ごらんいただければと思います。

次の4ページの(2)番でございますが、わくわく体験館指定管理業務といたしましては、利用者数の合計が平成24年度で2万8,226人と前年より2,004人減少いたしました。利用料収入は1,349万9,445円で、前年より9万7,760円増加いたしております。

事業内容といたしましては、そこに幾つか記載をいたしておりますが、1番に少し記載しておりますが、公民館やいろんなイベントにあわせまして出前講座を実施いたしまして、わくわく体験館の知名度アップと誘客に努めてまいってきました。そのほか、土田のびいどろを再現した講座やガラス作品の展示、5ページに参りまして2番でございますが、中日ビルや名古屋センサーでのガラス製品の展示販売を通じて、わくわく体験館のPRと誘客に努めてまいりました。

次の会計の概要でございますが、収入が5つの施設の受託収益、公社運営補助金、わくわく体験館指定管理料、わくわく体験館の利用料、受取利息など、前年比19.3%増の3億4,264万2,015円、支出につきましては、事業費及び運営管理費の合計で3億4,183万3,382円となりまして、収支差額、税引き後の利益でございますが、80万8,633円となりました。

6ページをお開きください。

5の職員に関する事項でございますが、平成25年3月31日現在の職員数が67人で、前年度末の人数と比較いたしまして13人の増となりました。これは、学校給食センターに勤務しています市の職員が、平成24年度におきまして公社派遣となりました関係と、新たに給食調理の調理場長を公社職員として採用したことなどによるものでございます。

7ページが、正味財産増減計算書でございますが、ここの主なものについて説明をいたしたいと思っております。

なお、昨年度の計算書と比較いたしまして、少し表示方法が変わってきております。これは、一般財団法人移行に伴いまして、新公益法人会計基準を採用したことによるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

収入の主なものといたしまして3番に書いてございますが、事業収益に記載しておりますが、わくわく体験館利用料収益、わくわく体験館指定管理料収益、学校給食センター給食調理受託収益、保育園給食調理受託収益、こども発達支援センターくれよん給食調理受託収益

でございます。

なお、給食センター給食調理受託収益が4,686万4,000円増となっておりますが、これは先ほども職員数のところで少し触れましたが、平成23年度まで市費で対応しておりました市職員が、平成24年度から公社に派遣となりまして、人件費相当分が増加したことにより、これに伴い受託収益も増額となったものでございます。

番の受取補助金でございますが、これは市からの公社運営に係る補助金で、前年対比823万2,000円増加しておりますが、これも市の職員1人が公社派遣となり増加したものでございます。これらを合わせて経常収益の合計が3億4,264万2,015円となりました。

次に、支出の部でございますが、(2)番に経常費用で 事業費と 管理費に分かれております。 の事業費は、わくわく体験館の運営、学校給食センター給食調理業務、保育園給食調理業務、こども発達支援センターくれよん給食調理業務に係る経費の合計額でございますので、よろしく願いをいたします。 の管理費は、公社の運営に係る経費となっております。

まず、 の事業費のうち、給料手当、福利厚生費がそれぞれ増加しておりますが、これは給食センターの栄養士、給食調理員の市職員が公社に派遣となった分とセンターの調理場長を新規採用した分、それから保育園のほうでございますが、栄養士を採用した分の人件費相当額がふえたことによるものでございます。

臨時雇い賃金は、給食センターとめぐみ保育園調理員のパート職員増によるものでございます。

少し下へ参りまして、賃借料でございますが、これは公社が学校給食センターにおきまして調理業務をするに当たりまして、市の施設、建物と設備を借用していることによる借り上げ料でございます。

租税公課は、事業費がふえたことによりまして、消費税がアップして増額となっております。

委託費の3,429万9,070円につきましては、わくわく体験館のガラス工房運営委託料、夜間の業務委託料、給食センターの白衣洗濯業務委託料などでございます。

以上、事業費の合計が3億1,791万1,072円となりました。

次に、 の管理費のうち、給料手当、福利厚生費がふえておりますが、これは市からの派遣職員の人件費がふえた分と、それから以前、私の前任者でございますが、事務局長の給料が、平成23年度まで日額で対応しておりましたが、囑託の月額に変更になったため、臨時雇い賃金から組みかわったことによるものでございます。

租税公課は法人税でございますが、前年度より利益が減少したことにより減額となっております。

以上、管理費の合計が2,392万2,310円となりました。

8ページを見ていただきたいと思いますが、 の事業費と の管理費を合わせました経常費用の合計額が3億4,183万3,382円となりまして、経常収益から差し引いた当期経常増減額

が80万8,633円となりました。この80万8,633円と前年度からの繰越金の一般正味財産額と、
可児市からの出資金1,500万円とを合計した正味財産期末残高は、1,981万3,238円となりま
した。

次に9ページでございますが、ただいま説明いたしました正味財産計算書を事業別にあら
わした表となっております。

最初の項目の文化芸術及びレクリエーション振興事業は、いわゆる公社事業の中での公益
目的支出に当たるものでございます。

ちょっと下へ行きますと、事業費の欄でございますが、レクリエーションの部分でござい
ますが、4,015万744円と、次の項目のわくわく体験館施設管理・貸館事業の1,830万2,632円
を合わせた額が、わくわく体験館全体の運営に係る経費となりますので、よろしくお願いま
す。

以下、学校給食センター給食調理事業、保育園給食調理事業、こども発達支援センターく
れよん給食調理事業の事業別に掲載しておりますので、よろしくお願います。

合計の前の法人会計でございますが、先ほど7ページで説明いたしました管理費と同額の
ものでございますので、よろしくお願いをします。

次に10ページに貸借対照表、11ページに財産目録、12ページは財務諸表に対する注記、13
ページに監査報告書がございますので、よろしくお願います。

以上が、平成24年度事業報告及び収支決算書の概要でございます。

続きまして、議案の配付書類のナンバー10番でございますが、平成25年度事業計画及び収
支予算書の説明をさせていただきます。

1ページを見ていただきますと、本年度の事業計画が文書で書いてありまして、平成24年
度に引き続きまして、学校給食センターの給食調理業務でありますとか、わくわく体験館の
指定管理業務の適正な業務遂行を行っていくというような内容で書いてございます。

そして、中段の少し上でございますが、保育園給食調理業務につきましては、新たに平成
25年度から兼山保育園の給食調理業務を対象といたしております。それにあわせまして、こ
ども発達支援センターくれよんの給食調理業務は、平成25年度から廃止となっておりますの
で、よろしくお願います。

以下、1番には、文化芸術及びレクリエーションの振興事業は4,411万5,000円の予算を組
んでおります。2番のわくわく体験館施設管理・貸館事業は2,018万3,000円の予算を組んで
おります。

2ページに参りまして、学校給食センター給食調理事業は2億4,383万円でございます。
保育園給食調理事業は3,710万5,000円でございます。法人会計は3,359万8,000円の予算を組
んでおります。合計で3億7,883万1,000円、前年比に比べまして2,074万7,000円増の予算と
なっております。

3ページ、4ページが収支予算の総括表でございます。

5ページが収支予算書の事業別内訳書となっております。

以上が、平成25年度事業計画及び収支予算書の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） ありがとうございます。

それでは、今の報告に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） ちょっとお尋ねします。

資料ナンバー3の最後のページ、6ページに定款の附属表である別表第1基本財産（第5条関係）がございます。表示額は、定期預金で1,500万円とあるわけですが、今御紹介いただいた収支決算書の当該欄を見ますと、正味1カ年の経営活動の結果、正味財産期末高が1,981万3,000円余となっています。約481万3,000円余、成果があらわれてプラスで財産がふえているわけでありませう。

これとの関係で、第5条には適正に管理するとうたっているわけですが、定期預金1,500万円となっていますが、これについては1,900万円との関係、つまり480万円との関係はどういうことになりますか。

積み増しをして1,900万円の基本財産を表示するような話なのか、基本出資金といいますか、要するに簡単に言うと、株式会社で言うと資本金に当たる部分なんですかね。ちょっと理解が不十分な点があるかもしれませんが、この表示は変えずに、別のところで480万円、何に使うのか、あるいはどういう形で財産保全を形式上図るのかについて御説明ください。

一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（中島繁昇君） 今お話のありましたように、1,500万円は出資金で基本財産として、これはこのまま額として残るものでございます。解散しない限り、この額は公社として運営されていきます。

480万円ほどにつきましては、公社の今後の運営にかかわる財産としていろいろな事業に充当してまいっても構わない額だと思いますので、特に先ほどの中でも説明いたしましたが、公益目的指数の中で運用していく額だと思っております。別で管理をしていきます。以上です。

委員（伊藤健二君） そうすると、管理の手法としては定期預金で1,500万円、変えずに持ってあって、それとは別に流動資産現金預金その他で持っておくということで、あとは適切に活用するという格好だということですね。

一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（中島繁昇君） はい。

委員長（川上文浩君） よろしいですか。

そのほか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

事務局長の中島繁昇さん、長時間まことにありがとうございました。御退席ください。

続きまして、報告事項3 可児市地域防災計画の修正についてを議題といたします。

なお、可児市地域防災計画について、伊藤健二委員より委員会事前通告質問が提出されておりますので、執行部の方は、それを踏まえた説明をお願いします。

まず説明に先立ち、伊藤健二委員より質問の説明をお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 事前通告書が資料ナンバー４の６でございますので、そちらを見ていただきますようお願いいたします。

可児市地域防災計画につきまして、３点お尋ねをします。

一括して読み上げてよろしいですか。

委員長（川上文浩君） はい。

委員（伊藤健二君） 第１点目は、可児市地域防災計画（案）作成の中で、原子力災害編についてはどこまで進んだかということでございます。別添の資料がありますので、それとの関係でよろしいかと思えます。

第２点、この計画案を審議する会議が今後も予定されていると思うが、一般の可児市民の傍聴は可能でしょうか。

３点目、本年５月に市民団体「さよなら原発・ぎふ」がアンケート調査を行い、可児市の考え、対応を調べました。新聞報道によりますと、可児市は原子力安全協定について、締結の必要性を検討するとの考えだということでありました。これについて、以下の点を質問いたします。

１つ目は、これは締結の必要性のあり・なしを検討する意味でしょうか。それとも、何も考えが定まらないという意味でしょうか。

もう１点は、住民の避難計画策定に当たりまして、住民の意見をどのように聴取し、反映させる予定なのかという問いに対しまして、市のほうは、岐阜県が予定している原子力災害マニュアルをもとに検討したいとの返事をされましたけれども、県が策定する当該マニュアルはいつごろで、また可児市はどのような段取りで、それをいつごろ検討する方針でしょうか。

ちょっと言い回しが変わるところもありますが、質問とさせていただきます。よろしく願いします。

委員長（川上文浩君） 執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、地域防災計画につきましては、当初、平成24年度中に改訂するという予定で作業をしておりましたが、上位計画が南海トラフにおける地震の想定ですとか、原子力災害等への対応等、困難な課題が幾つかありまして、上位計画の見直しに時間がかかっていたということがありまして、当市の地域防災計画も時間を要したということがあります。

もう一つ、これまでの可児市の地域防災計画をよりわかりやすく実践的にしていきたいという思いもありまして、今年度中におきまして見直し作業を行っております。後ほど御紹介いたしますけれども、10月ごろを完成のめどとして作業しておるところでございます。きょうは、その中間報告をさせていただくということでございます。

あわせまして、今御紹介ありました伊藤健二委員の事前質疑に対してもお答えをしております。詳細を担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

防災安全課長（細野雅央君） それでは、私のほうから地域防災計画の中間報告のほうを、まず最初に説明させていただきたいと思います。

さきの3月定例会の総務企画委員会におきまして、5月ごろに可児市防災会議を開催して、計画の修正案を承認していただくという説明をさせていただいたところでございますけれども、計画の修正は、きょうお配りしておりますように、従来のような計画とは全く異なる体裁をしたということで、職員の手づくりを基本としたところでございます。

やはり職員の手づくりというのは、非常に意外と時間がかかるというようなこともございまして、なかなか作業スケジュールどおりとはいかなかったということもございまして、したがって、本日、中間報告ということで説明をさせていただくものでございます。

さきの3月の委員会におきましては、地域防災計画の修正に際しての構成イメージというものをお示しいたしましたが、それが本日お配りした素案の案というところでございます。これまで市町村における地域防災計画は、都道府県の防災会議の承認を得る必要があって、事前協議を行わなければならないということでございました。したがって、どうしても都道府県の意向によりボリュームがふえてしまうという現実がございましたけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、都道府県に対しては事後報告でよいというふうになりました。したがって、今回の修正におきましても、本市にとって必要なことを計画に位置づけるというものでございます。

また、今回の修正におきましては、平成19年の、いわゆる現計画を基本としつつ、修正すべき点は修正をする。加える点は加えるということで、またできるだけわかりやすく、読みやすくするという作業により、地域防災計画を現在修正作業中でございます。

さらに地域防災計画は、事前の備えや災害時における行政の業務継続計画、BCPというふうによく言われますけれども、現実的には、これまで全国各地におけるいろんな災害の経験上、やはり自助・共助というものが欠かせないということでございましたので、やはりこういった自助・共助ということにつきましても、計画に反映をしたものでございます。

本日の委員会におきましては、細かい説明はいたしませんので、全体の構成的なものをちょっと簡単に説明をさせていただきたいと思います。また、本日説明する素案につきましても、前回の可児市防災会議で承認された内容がベースとなっておりますので、よろしく願いいたします。

まず、本日の資料ナンバー4の1から4の4まで、それぞれ用意をさせていただいたかと思いますが、従来の計画は、一般対策編、地震対策編、資料編というふうに分かれていました。今回、修正する分につきましては、総則、風水害対策編、地震対策編、原子力災害対策編、この原子力災害対策編の中に事故災害対策編も含まれているということでございます。それにあわせて資料編ということでございます。なお、資料編につきましては、現在準備中ということで、本日はまだちょっとお示しをできない段階でございます。

その中で、資料ナンバーの4の1の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の地域防災計画で対象といたします災害につきましては、基本的にはこれまでと同じでございます。しかしながら、7・15豪雨災害を契機に、これまで一般対策編の中にありました、特に風水害に対する取り組みを重視するということで、風水害対策編として独立して設けたものでございます。

それから、地震対策編につきましては、従来と同じです。

一方、福島第一原子力発電所事故や岐阜県が発表しました原子力発電所事故による放射性物質の拡散シミュレーションを契機といたしまして、これまで一般対策編の中にありました原子力災害と事故災害につきましては、原子力災害対策編として独立させて、編を1つ起こしたというところがございます。

次に、各編の概要について簡単に御説明をいたしたいと思っております。

まず資料番号4の2の風水害対策編でございます。

この計画をつくるに当たりまして、どういう被害想定をもって計画を立案するかということとは、なかなか難しいということでございましたので、130年に1度と言われました7・15豪雨災害級の風水害を想定して計画策定を行ったところでございます。

この風水害、地震、それから原子力災害につきましても、構成といたしましては、平時における備え、それから事故が発生しかかっている、あるいは災害が発生した後の時間を経過ごとに追って、それぞれどういう主体が何をやるのかということを知りやすく計画にお示しをしたところでございます。

続きまして、地震対策編です。資料の4の3になります。

この地震対策を策定するに当たりまして、本年2月に岐阜県が発表いたしました地震被害想定調査結果というものがございますので、それに基づいて計画策定を行ったところでございます。県が発表したものは、南海トラフの巨大地震によるものと、県内のいわゆる活断層4カ所を震源域とする地震を想定いたしましたが、その中で可児市において一番大きな被害が出るのが、南海トラフの巨大地震ということでしたので、それをベースに策定を行ったところでございます。

それから、資料ナンバー4の4が原子力災害対策編でございます。

これにつきましては、昨年、岐阜県が発表いたしました放射性物質の拡散シミュレーションの結果を想定して計画策定を行ったところでございます。

それぞれの編、いわゆる風水害、地震、原子力という災害の種類ごとに、いわゆる平常時と発災時における時間経過です。これは、災害の規模に応じて、多少長くなったり短くなったりするわけですが、おおむねの経過、時間ごとにそれぞれ項目ごと、何をやらなければならないかという大項目ごとに自助・共助・公助の区分を示して、それぞれの実施主体がどのようなことを行うのかという行動計画を簡潔に記述したところでございます。

また、行動内容に関する資料編を添付いたしまして、行動計画の参考にしていただく予定でございます。

また内容ですね、非常に簡潔にしたということでございますので、具体的な行動指針につ

きましては、個別計画、あるいはマニュアル等を作成して、それに従って行動していただくように考えております。

なお、この個別計画、マニュアル等につきましては、地域防災計画の中には含めずに、個別で別冊で準備するとともに、問題、課題、あるいは新たな行動指針の必要性があった場合などは、その都度修正できるようにしていくというふうに考えております。

この素案につきましては、これまでの計画と比べて本当にがらりと変わった体裁でございます。岐阜県の地域振興局長も、この防災会議の委員に入らせていただいておりますが、事前に県に確認いたしましたところ、これまでになかった斬新なスタイルであってわかりやすいという評価もいただいて、ちょっと一安心したというようなところでございます。

現時点では、まだ中間報告の段階です。今後のスケジュールでございます。資料番号ナンバー4の5という1枚ものをごらんください。

上から3つ目の6月18日というのが本日でございますけれども、前回の防災会議を3月19日に行いまして、それ以降、新年度に入りまして防災関係団体に対する聞き取り調査を行っておりますし、庁内の関係部署による聞き取り調査を行って、聞き取り調査はほぼ完了いたしております。結果に対する検討や修正作業を現在行っている最中でございます。この加筆訂正をして、7月の下旬ぐらいまでに何とか修正の原案を作成したいなというふうに考えております。

7月の中旬に可児市防災会議を開催して、地域防災計画の修正案の承認をいただく予定でございます。現在、7月18日に防災会議を行う予定でございます。

その後、でき上がった修正案を再びこの総務企画委員会で説明をさせていただきたいと思っております。また、御負担、御無理をお願いすることになりますが、よろしく願いいたします。

パブリックコメントを8月1日から20日までの20日間予定をいたしまして、そのパブリックコメントの意見等を踏まえて、最終的に新しい防災計画の修正案を8月下旬、これはパブリックコメントの件数によっては、多少後のほうにずれてくるかもしれませんが、防災会議を開きまして、10月ごろに防災計画の平成25年度修正というものを完成させたいなというふうに考えております。

それでは、伊藤健二委員のほうから事前質問をいただいておりますので、次はそちらのほうの回答をさせていただきたいと思っております。

まず、可児市地域防災計画作成の中で、原子力災害編についてはどこまで進んだかということでございます。本日お示しした内容でございます。原子力災害編におきましても、平常時の行動、それから近くの原子力発電所で特定事象が発生した場合は、その準備、警戒から緊急初動期に何を行うのか。それから放射線量が高くなった場合の災害応急期として何を行うのか。それからある程度落ちついてきた段階における中長期対策として何を行うのかということを現段階では記述をしております。

今回の原子力災害対策編を策定するに当たりましては、国の原子力災害対策指針というも

のを参考にしたわけですが、国の指針は、どちらかといえば原子力施設からおおむね5キロのPAZ、おおむね30キロのUPZを重点区域として策定されておる関係上、やはり一番近い敦賀発電所から約100キロ離れている可児市における計画をどのように策定しているのかというのは、なかなか非常に迷いながら、本当に手探りの状態で不安を抱えながら策定をしているというのが、正直な印象でございます。

その後、県が3月に地域防災計画を見直しまして、県の原子力災害対策計画を策定したところでございますので、本市の原子力災害対策編についても、県の計画と整合性を図りながら、可児市の実態に合った計画とし、その後は必要があれば修正を行っていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の防災会議の傍聴の件でございますが、傍聴はできます。

それから、3つ目の御質問の1つ目の原子力安全協定の必要性の件でございますが、アンケートの回答につきましては、検討を行うという回答を行ったところでございますが、その後、検討を行いまして、いわゆる締結の必要性のありなしがあるのかどうかということを検討した結果でございます。

結論といたしましては、原子力事業者と安全協定を締結することはいたしません。理由といたしまして、まず現状におきましては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、いわゆる原子力災害対策特別措置法というのがございまして、その中に原子力事業者の責務や、国、関係する地方公共団体の対応などが新たに示されているところでございますので、まずは特別措置法による規定による対応が第一なのかなというふうに思います。

福井県におきましては、以前から福井県、それから原子力発電所が立地しております市町村と原子力事業者の三者で協定が締結しているようでございますが、その内容は、平常時における原子力事業者との連絡、非常時における連絡、それから立入検査などがいろいろ規定されているようでございます。

岐阜県におきましては、岐阜県が原子力事業者と協定を結んでいるわけではございませんが、県におきましては、平成7年12月に福井県と石川県内に原子力事業所を要する4事業者との間で、異常時における通報体制を確立して、その運用を図っているところでございます。

今般、福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、新たに岐阜県といたしましては、平成23年5月に近県に原子力事業所を有する5事業所と文書でのやりとりを行いまして、情報交換の体制を再整備したところでございます。この原子力事業所というのは、関西電力の美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所、それから北陸電力の志賀原子力発電所、日本原子力発電の敦賀発電所、日本原子力研究開発機構のふげん、もんじゅ、中部電力の浜岡原子力発電所、以上の原子力事業者との間で文書協定を行っているところでございます。

この文書協定の内容でございますが、原子力事業者におきまして、特別措置法に規定している事象に至らない事象につきましても、原子力事業者からは、岐阜県に情報が逐次提供されることになっております。その情報につきましては、県のホームページにその都度アップされるということになっております。この情報は、非常に今、5事業所の8カ所があります

ので、それぞれごとに例えば週報、週に1回の定期報告であるとか、そういったものが来ますので、非常に件数、情報量は多いということでございます。

この情報が岐阜県を通じて、岐阜県から各市町村に文書等がファクスで流れるわけではございませんが、重大な事象は、直ちに岐阜県から県内の全市町村に連絡がされるという仕組みになってございます。また、当然協定を締結する場合は、相手方の理解とか同意があって成り立つものであろうかと思えます。

こうした現状を踏まえますと、原子力事業者からは、県を通じてさまざまな情報が入手できる環境にありますので、協定を締結するわけではございませんが、協定をしたのとかかなり近い環境にあるのではないのかなというふうに考えた次第でございます。したがって、独自に協定を結ぶということとはしないという結論に至ったものでございます。

それから2番目の、住民の避難計画策定についてでございます。

県が策定するマニュアルはいつごろできるのか。その後、可児市はどんな段取りで、いつごろ検討する方針なのかということでございますが、県が策定する避難マニュアルでございますが、今年度中に策定するというふうに県のほうには確認をしております。

それから、可児市はその後に検討することになりますけれども、現段階では、段取り等は決まっております。時期につきましては、県や県の対策強化地域のうち、年間実行線量が100ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町、これは大垣市、関ヶ原町、揖斐川町からですが、その3市町からまず避難計画とかマニュアルを策定するというところでございます。これらの3市町については、早くても平成26年度以降というふうに伺っておりますので、そうすると、可児市においてはそれ以降ということになりますから、本当に早くても平成26年度以降になるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

委員長（川上文浩君） それでは、質疑のある方、質疑をお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 詳細な御紹介、ありがとうございました。

避難計画のところ、最後の最後の話でしたが、3市町、大垣市等の県との関係でつくっていくのが当面の課題だと。逆に言うと可児市は、そこから遠いところにあるから平成26年度以降だというお話でしたが、それまで可児市としてはどういう考え方に立つかという、その辺の考え方は何も持たないことは、全て平成26年になるころを見計らって、県や従前の3市町の状況を勘案して、あそこはこうだから可児市もこれからこういうふうにしてみようかという話をするという、そういうお考えだということに理解していいですか。

防災安全課長（細野雅央君） 今の点なんですけれども、現在、平成25年3月に修正しました地域防災計画にございますが、いわゆる平時における避難マニュアル、避難計画の策定というものがございまして、本来は避難計画を策定して、それから避難マニュアルを策定するという順序なんですけれども、県は、まず避難マニュアルを先に策定して、今年度中にこのマニュアルを策定する。これは、避難者数の把握であるとか、避難先となる市町村、輸送手段、一時集合場所の指定とか、いろいろあるんですけれども、まずこれを避難先の選定であ

るとか、避難所をどうするのかということが示されるようでございます。

その後、避難計画を策定するんですが、まず現在、県内のUPZで、いわゆる避難の判断基準となっておるのが揖斐川町だけです。揖斐川町における避難先というのは、揖斐川町の中央公民館というふうに決まっています。これはどういうことかということ、近隣の原子力発電所、特に敦賀発電所を想定しておりますが、敦賀発電所で事故があったときに、避難しなければならない放射線量が到達するのが30キロ圏内でとどまった場合は、揖斐川町の中央公民館は30キロから離れていますので、そこに避難をしましょうというのが、平成24年度に策定されました。平成25年度は、今度、大垣市、関ヶ原町と揖斐川町については、今度、この3市町に避難を判断しなければならないような放射線量、UPZを伴わなかったときに、じゃあどこへ逃げるのか、避難するのかということ、この平成25年、平成26年ぐらいに計画を策定するそうです。

そうしますと、大垣市、関ヶ原町、揖斐川町というのは、当然市外に来ますから、例えば岐阜市であるとか各務原市とか、ひょっとすると可児市もあるかもしれませんが、そういうふうに策定を、どういう避難先になるかわかりませんが、策定をされます。

それを受けて、今度、強化地域である残りの22市町については、22市町に避難判断基準となる年間20ミリシーベルト以上の放射線量が来るという想定で、じゃあどこへ行こうかなど。そうすると、これは当然可児市外、可児市も多治見市も含まれますので、そういったものを岐阜県のもう少し北のほうに行くのか、長野県のほうに行くのかということを決めるわけですが、国の原子力規制委員会の中で、今ワーキンググループを立ち上げたというふうに聞いておるんですが、非常に広域の避難というのは、本当に原子力災害があったときに、じゃあ可児市は20ミリシーベルト以上来ましたよというときに、じゃあどこどこ県のどこどこ市へ行くのか行かないのかということ、本当に決めていいのか。本当に均等に予測されたように放射線量が拡散すればいいんですけど、必ずそういうふうになるとは限りませんので、今の段階では、まずモニタリングをして、どうもこの一月間の間に、やっぱり高度の放射線量が拡散してくるということであれば、この時期の気象状況であるとか、この風向きであればどの辺に避難するのがいいのかということ、その都度その都度決めていくのが一番ベストじゃないかというような方向性が示されるのではないかと思います。

原子力発電所の近くであればあるほど、どこへ逃げるかという具体的な明示というのは、今度の特別措置法でUPZの範囲内においては決めなさいということになってはいますが、それより遠方のものについては、どこへ逃げるのかということは、やはり実情に応じて決めていくということですので、正直言って本当にちょっと雲をつかむような話となると大げさかもしれませんが、非常に悩ましいというか、なかなかこうですというふうに言えないというのが正直な、現段階での答弁になるかならんかわからんですけど、そういう感じでございます。以上です。

委員長（川上文浩君） そのほか、質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて終了させていただきます。

続きまして、協議事項の1番 可児商工会議所との懇談会結果についてを議題といたします。

天羽副委員長に会議概要の結果報告を求めます。

副委員長（天羽良明君） 先日、5月20日に懇談会を可児商工会議所会頭、副会頭、専務理事を含め、7名の方に御出席をいただいて懇談会を実施しました。

可児商工会議所事務局より、概要事業説明、現状についての説明を受けた後に、5つのテーマ、雇用対策、観光ランドデザイン、リニア中央新幹線を取り入れたまちづくり、国道248号線、東海環状自動車道などの道路網、そして名鉄広見線について、市議会への御要望も含めて1時間半の意見交流を行いました。

雇用対策については、主に副会頭などからも雇用対策ということですので、もっと地域に密着した中小企業についても、こういった市の制度が活用できるようにというふうにPRも含めてでございましたけれども、また観光デザインについても、いろいろにぎわい創出などの意見交流を市の制度のほうの状況なども含めて新しいニュースがあれば教えてほしいというようなこともありましたし、リニア中央新幹線を生かした地域活性化については、首都機能の防災機能というような位置づけで、可児市がメリットがあるような行動がとれればという意見も出ておりました。

あと、あわせてJR太多線等についても、JR中央線に入っていくながら環状機能を持たせるような、そういったことで本市も経済効果に結びつけていければというような共通の思いも確認させていただきましたし、あとは東海環状自動車道が、これから西回りも工事が始まっていくということがありますが、国道248号線の4車線化についても、この時期に何とか議会の力をもって要望ができないだろうかというような意見が出ました。

あとは、土岐の工業団地のほうも企業が進出したということもありまして、そういった他市の方にも可児市のほうに移り住んでいただけるような子育て施策も含めて、魅力あるまちづくりを進めてほしいという意見もありました。

名鉄広見線についても、いろんな活発な意見が出まして、それぞれ意見交流をさせていただいたわけですが、これを可児市と御嵩町という駅だけの利便性のことだけではなくて、公共交通全体のあり方について、可児市として議論のほうを進めてほしいという要望がありました。

最後のほうに、議会への意見・要望というところに、ちょっと箇条書きでまとめさせていただいておりますが、先ほども申しましたけれども、1番としては、会員企業への事業所等設置補助金など、市の事業のPRとサポート。

そして3番目に、可児駅前拠点施設、この市有地の業務委託調査結果を商工会議所へ情報提供をしてほしいと。

5番目としては、他市、土岐市で働く可児市に住みたいと言う方へのフォロー策を考えていったらどうだということがありました。

そして、議会と商工会議所が目指す認識ということで、1番としまして、リニア中央新幹線を生かしたメリットづくりに力を入れると。1番、防災機能バックアップ都市、例えば国会図書館の誘致などをしたらどうだということと、JR太多線に環状機能を持たせるように働きかけたらどうだということと、可児駅前のウォーターフロント構想を温めたりしながらにぎわいづくりを創出していくこと。そして3番目に、名鉄広見線の新可児駅と御嵩駅を軸とした公共交通の活性化。4番目に、花フェスタ記念公園や歴史名跡を活用したまちづくりというような共通の認識が行えた1時間半だったと思います。

とても有意義な会合でございまして、委員のほうからもたくさんの意見をいただきましたので、これを貴重な素材として当委員会でも皆さんの活発な働きかけをいただきたいと思います。以上です。

委員長（川上文浩君） この報告書に関しまして、委員の皆さんから御意見、御質問等があれば、よろしいですか。

委員（伊藤健二君） 認識の問題では、いろいろと意見のある課題がたくさん出ています。特にそういう言い方をした理由は、リニア中央新幹線の問題については、この問題をどう捉え、あるいはどういう問題が内在しているのかということ、この辺の認識は必ずしも十分議論されているわけではなくて、まだまだこれからのテーマだという認識はあります。

それで、そういう状況下にある今日の時点で、すなわちこの懇談会を催したのは5月20日時点です。経済会の実業会の諸先輩方と意見交換をするというのは大変意義がありまして、それはそれとしてしっかりと可児市の産業界のリーダーたちの意見を聞いておく必要があると思って、私も勇んで参加をしましたが、ことリニア中央新幹線については、必ずしもこういう認識だけでいただきたいのかなという思いがあります。

それで、意見の違いを浮き上がらせていいとか悪いとかを議論することが目的ではありませんでしたので、これはこれとして、なるほどそういう意見もあるのかと思って聞いておいたんですが、きょう、この委員会でこれが報告をされて、議会と商工会議所が目指す認識という欄に、にリニア中央新幹線を生かしたメリットづくりに力を入れるとありますが、果たしてそういう形で物事を大枠決めてしまって、後で議会側が恥をかくことはないのかなという心配をしています。

というのは、5月25日にリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会が主催をした説明会、JR東海が来て、るる説明をいたしました。そこで出されたいろんな市民の意見や疑問やさまざまな声については、まだ今後の説明を待つものや、今後の説明だとか、コース等については、まさにこれから決めていくという話です。秋に決めるかもしれないけど、発表するとは言っていないですね。本当にいろいろと買収、その他の問題が考えられますので、そんな簡単に公開するのだろうかということまで、実は疑問に思っている今日の状態で、果たしてリニア中央新幹線が可児市の諸活動にとってみて、どういうふうに関連するのかなというのは、実は全くどこでもまだ議論もされていなければなっていないということで、私はここでどうこの表現をするかという問題が1点、それからもう1つは、このリニア中央新幹線の間

題については、議会としてはもう少し多方面の諸課題について整理をしがてら議論をしていく、深めていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

どこかで誰かが議会に特別委員会をつくってくれと、議会報告会の席上でしたか、昨年の議会報告会の中での議論であったんじゃないかと思いますが、必要なら特別委員会も含めて検討しないといけないんじゃないかという思いがあります。

世界的にも極めてまれなる超電導を使ったりニア中央新幹線というものが、駅もなくこの可児市の一部地上を通過するという想定のもとで、このニア中央新幹線を生かしたメリットづくりというふうに表現したときに、それが何を指し、どういう展開になっていくのかということが、よくまだ見えてきません。

防災機能、首都機能バックアップ等々、国会図書館とか相当な話まで広がっていますが、本当に国会図書館が2,000人の雇用を目指すような総合移転が、この地域に本当に来れるという話が現実なのかどうなのか。首都機能移転というのは、法律上はまだ残ったままですが、今国会で首都機能移転のことを真正面から声高に叫ぶ人なんて、どの国会議員を見てもいないですよ。まだそんな話をしているのといって扱われるのが落ちでありまして、首都機能どころか、今の国土再開発はどうするんだという議論しかないわけであって、今後のあり方について、本当に慎重さも必要だと思います。

ということで、他の第2点、3点、4点、ウオーターフロントの話とか、名鉄広見線関連とか、花フェスタ記念公園とかは、十分この間、我々自身も議論してきた流れでもありますし問題ないんですが、1番のニア中央新幹線を生かしたメリットづくりに力を入れるという、一般論としては、議論のテーマとしてはなり得ると思いますが、まだ具体性に欠けており、まだ別の観点での議論も必要なので、これだけを本日議会側として自動的にこの議論が、なるほどそのとおりだというふうにはちょっとならないんじゃないかという思いがありまして、異を挟みました。何らかの適正な処理ができるように、別枠扱いなりしていただけないだろうかという思いがあります。以上です。

副委員長（天羽良明君） 確かにニア中央新幹線については、かなりの時間の意見交流がありまして、これも具体的に結びついていくというには相当な努力も、いろんな資源も活用しなければいけないということでございますし、まだ情報が、先ほどもありましたけれども、まだまだ秋に向けてどんどん入ってくる情報などを得ながら、どっちにしろ地域活性化に結びつけていけるように、商工会議所と意見交流を今後も結びつけていけるような話し合いをともにしていくというような形で、ここの欄にはちょっと外して、別枠のところに取り入れて報告書のほうをつくりたいと思います。

委員長（川上文浩君） ここに表現の中で、議会と商工会議所が目指す認識というのが、ちょっとこれは議会が決めたわけではないということ、もう一度この辺の表現方法を変えてください。委員会として、懇談会の中で出た部分なので、議会がこれを下の4項目全てを認識するべきではない、私もちょっと気がつかなかったので申しわけないですが、それをちょっと訂正するというので、伊藤健二委員、よろしいでしょうか。

それでは、この結果につきましては、執行部の皆さんからも意見とか質疑がございましたらお受けしたいと思いますけれども、この報告書の網かけ部分が、商工会議所から執行部の皆さんへの要望ですとか、意見ですとかということが網かけになっておりますので、そちらのほう、もしありましたら御意見いただければというふうに思いますけれども。

経済政策課長（村瀬雅也君） 網かけの一番最初の話の中で、雇用対策ということでお話をいただいております。こちらの可児市の可児市企業立地促進条例の奨励金につきましては、簡単な仕組みではございますけれども、なかなか職種による違いがございますので、その辺のところをおっしゃってみえるのかなということもありますので、これから商工会議所のいろんな会議で機会を設けて、会員の皆様に御案内させていただくつもりでございますし、私どもとしては、開発協議に上がっている案件を常にチェックしまして、該当しそうなところには、こちらのほうから話を持っていくというような形でフォローさせていただいております。

それがまず1点と、あと中小企業に対する支援については、別に……。

産業振興課長（山口和己君） 後段にございます中小零細企業をどのように助けていくかということ、議会へ要望されたということでしたんですが、いずれにしても商工会議所の立場としては、私ども今年度で言えば2,150万円の活動助成金を出させていただきながら、商工会議所と市とが連携して、そして中小零細企業の経営についても支援していくという立場でございますので、先ほどちょっと商工会議所の宣伝も含めてというくだりがございましたが、商工会議所と力を合わせながらやっていく部分だと思っておりますので、いろんな個別の制度も市はございますし、商工会議所も持っておりますので、その中でこれからも進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長（川上文浩君） そのほか、いかがでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは少し、今リニア中央新幹線の話も出ましたので、幾つか私どものほうから報告という形でさせていただきます。

リニア中央新幹線につきましては、今、伊藤健二委員からありましたように、開通すること、もしくは工事による環境的な問題については、これはまた別の視点からの議論になるかと思いますが、有効活用という意味で出ておりますこの部分でのお話です。

岐阜県では、今、首都機能分担に関する研究会を過去に開催して、国の動向や情報を共有しているというところがございます。

それからもう1つ、リニア中央新幹線に直接関連する部分としましては、リニア活用戦略研究会ということで、メンバーは商工会議所観光連盟で組織したもので検討しております、その中に観光振興まちづくり部会、産業振興部会、基盤整備部会でも研究課題としておりますので、今後、いろんな形での提案はさせていただけると思っております。

それと、JR太多線に環状機能を持たせることにつきましては、岐阜県の鉄道問題研究会というところで環状機能を従来から持たせたいということは要望しておりますし、今申し上げましたリニア活用戦略研究会の基盤整備部会でもJR太多線の機能強化については提案を

されております。特に岐阜方面からＪＲ高山線、ＪＲ太多線を経由してＪＲ中央線にてリニア中央新幹線に直結できるような快速列車を走らせることが必要だというような意見も出ておるようでございます。

それから、東海環状自動車道や国道248号線の4車線化は、直接うちの担当部署ではございませんが、それぞれ同盟会や可茂土木事務所への要望という形で行っておるところでございます。ただし、国道248号線につきましては、御承知のように住吉南の交差点が立体化ということで、具体的な将来型が、絵がかけていないような課題もございますので、そういうところは行政のほうから詰めていくということになるかと思えます。

最後に、名鉄広見線につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。特に高校生の足としては不可欠だということで、今後も継続をまずは目指した利用をしていくところでございますが、特に市のほうとしましては、公共交通全体ということで、目標としては、ことし10月をめどにさつきバス及び電話で予約バスの再編という形も検討しておりますので、いずれかそちらのほうについては、お示し、御提案をさせていただくということでございます。以上です。

企画経済部参事（莊加淳夫君） 続きまして、土岐アクアシルヴァの工業団地への企業進出の件でございますが、企業誘致に関しては、可児市のよさ、教育、医療などの住みよさをPRしております。土岐市に限らず、近隣市町の事業所には、担当者に可児市のPRを行うとともに、事業所から依頼があれば、商工会議所を通じてアパートや中古住宅、新築住宅を紹介しているのが現状でございます。

既に土岐のアクアシルヴァ工業団地に関しましては対応済みでございますので、報告いたします。

委員長（川上文浩君） そのほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、委員の皆さんからよろしいですか。

委員（伊藤英生君） 網かけ以外の部分でもよろしいですか。

委員長（川上文浩君） どうぞ。

委員（伊藤英生君） この概要をまとめていただいて、本当にありがとうございます。大変な作業だったと思うんですけども、これの扱いというのは、どういう扱いになるんでしょうか。

委員長（川上文浩君） 今後、この内容については、皆さん方にきょう御意見をいただいて、きょうでまとめりそうもないものですから、一度SNSのほう、ソーシャルネットワークのサイボウズの総務企画委員会にアップさせていただいて、修正箇所を出しながら、最終的に皆様御同意いただいた内容で議長のほうに提出します。

そのほか。

委員（伊藤健二君） 最後のまとめの部分というか、考察の中の最後の最後で、文言の話ですが、可児市全体の土地利用の後のところ、「企業と議会が互いの武器を出し合いながら」、

この「武器」は別の言葉に適正に表現を変えたほうがいいと思います。企業と議会が戦争でもやるのかと勘違いされるだけにとどまらず、いい力を出し合っということをお願いしたいわけですから、牽引力がいいのか、何とか力がいいのか、ともあれ戦争のための、相手をたたくための道具ではなくて、役に立つ道具、何か適当な言葉を探してもらって、それを差しかえてください。そうすると文章がよくなると思います。

委員長（川上文浩君） そのほか、いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

でしたら、この文章に関しましては、先ほど申しましたように、サイボウズの中の総務企画委員会の掲示板を利用しまして、もう少し内容を吟味した上で、議長のほうに提出させていただくということをお願いしたいというふうに思います。

そのほか、執行部、事務局の方から、その他報告すべき事項はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

よろしいですか。

委員会から1点ですけれども、議会基本条例第11条第3項によりまして、常任委員会の改選が行われるときは、所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめ、次の委員会へ引き継がなければならないということがありますので、きょうは時間がここまで来ておりますので、あればまた、先ほど言いましたSNSのほうで意見聴取して、次の委員会に申し送りしたいと思いますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

以上で本日の案件は全て終わりました。これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

これで総務企画委員会を閉会します。

長い間お疲れさまでした。

閉会 午後0時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 6月18日

可児市総務企画委員会委員長